

大蔵委員会議録第十四号

昭和三十三年三月十五日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 平岡忠次郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 坊 秀男君

前田房之助君 山村新治郎君

山本 勝市君 石村 英雄君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田鶴松君 竹谷源太郎君

横山 利秋君 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席府政委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官(主計局長) 村上 一君

大蔵事務官(主税局長) 原 純夫君

委員外の出席者

渡邊喜久造君

参議院議員 平林 剛君

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

専門員 椎木 文也君

三月十四日

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第九九号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第十四号 昭和三十三年三月十五日

閣提出第九八号(予)

同月十五日

法人税法の一部を改正する法律案(石村英雄君外十二名提出、衆法第一三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日会議に付した案件

たばこ専売法の一部を改正する法律案(平林剛君外三十八名提出、参法第一号(予))

物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一二二号)

酒税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十二名提出、衆法第一二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(石村英雄君外十二名提出、衆法第一三三号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号(予))

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第九九号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

租税特別措置法案(内閣提出第四八号)

とん税法案(内閣提出第一五五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六六号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

トランプ類税法(内閣提出第四五号)

号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

揮発油税法(内閣提出第七二二号)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

去る十二日当委員会に審査を付託されました、春日一幸君外十二名提出にかかわる物品税法を廃止する法律案、平岡忠次郎君外十二名提出にかかわる酒税法の一部を改正する法律案、及び本日付託となりました、石村英雄君外十二名提出にかかわる法人税法の一部を改正する法律案、並びに同日予備審査のため本院に送付せられて当委員会に予備付託となりました、平林剛君外三十八名提出にかかわるたばこ専売法の一部を改正する法律案、及び内閣提出に於けるたばこ専売法の一部を改正する法律案及び同日付託となりました、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の二法律案との合計六法案を一括議題として審査に入ります。

まず提出者及び政府側より、それぞれ提案理由の説明を聴取することといたします。平林剛君。

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条の次に次の七条を加える。

(収納価格)

第五条の二 前条の収納の価格(以下「収納価格」という。)は、生産費、物価その他の経済事情を参し、やくし葉たばこの再生産を確保することを旨として定めなければならない。

第五条の三 収納価格は、毎年公社と耕作者とが協議して定める。

2 前項の協議は、公社を代表する協議委員と耕作者を代表する協議委員(以下「耕作者委員」という。)が行うものとする。

3 公社を代表する協議委員は、公社の組織が指名する。

4 耕作者委員は、耕作者の組織する団体の連合体(以下この条において「連合体」という。)で左に掲げる要件を備えたものが指名する。

一 全国的規模においてその組織を有すること。

二 連合体を構成する団体の構成員である耕作者の総数が耕作者の総数の五分の二以上を占めること。

5 耕作者委員は、九人以内とする。

6 第四項に規定する連合体が二以上ある場合においては、前項の規定にかかわらず、各連合体がそれぞれ九人以内の耕作者委員を指名する。

7 連合体が第四項第一号に該当するかどうかは、大蔵大臣の定めるところによる。

第五条の四 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議が成立しないときは、当事者は、葉たばこ耕作調停委員会の調停を申請することができる。

2 葉たばこ耕作調停委員会は、前項の規定による調停の申請があつたときは、すみやかに調停案を作成して、これを当事者に提示し、その受諾を勧告しなければならない。

第五条の五 当事者の双方が前条第二項の調停案を受諾したときは、第五条の三第一項の協議が成立したものとみなす。

第五条の六 葉たばこ耕作調停委員会は、調停が成立しないと認めるときは、調停を打ち切り、すみやかにその旨を当事者に通知するとともにその経過を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、大蔵大臣が収納価格を定め当事者に通知する。

第五条の七 公社は、収納価格が決

まるとして、

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法の一部を改正する法律案

たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条の次に次の七条を加える。

(収納価格)

第五条の二 前条の収納の価格(以下「収納価格」という。)は、生産費、物価その他の経済事情を参し、やくし葉たばこの再生産を確保することを旨として定めなければならない。

第五条の三 収納価格は、毎年公社と耕作者とが協議して定める。

2 前項の協議は、公社を代表する協議委員と耕作者を代表する協議委員(以下「耕作者委員」という。)が行うものとする。

3 公社を代表する協議委員は、公社の組織が指名する。

4 耕作者委員は、耕作者の組織する団体の連合体(以下この条において「連合体」という。)で左に掲げる要件を備えたものが指名する。

定したときは、これを公告するものとする。

(葉たばこ耕作調停委員会)
第五條の八 大蔵省に葉たばこ耕作調停委員会を置く。

2 葉たばこ耕作調停委員会(以下「委員会」という)は、委員五人をもつて組織する。

3 前項の委員は、公社及び第五條の三第四項に規定する連合体の同意を経て、大蔵大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員の互選により委員長を置く。

7 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

8 委員会の事務は、大蔵省大臣官房においてつかさどる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七條中「毎年」及び「あらかじめ」を削る。

第八條第一項中「毎年」を削る。

第九條第一項第一号中「この法律」を「第九章の規定」に改め、同條の次に次の二條を加える。

(許可の有効期間)

第九條の二 第八條第一項の許可は、許可の日から起算して五年を経過した時にその効力を失う。

(異議の申立)

第九條の三 第八條の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十

日以内に公社に異議の申立をすることが出来る。

第十條第三項中「前條」を「第九條」に改める。

第十五條第三項中「公社は、」の下に「大蔵省令の定めるところにより」を加え、「公社の職員でない者」を「耕作者の組織する団体又はその連合体の推薦する者の中」に改め、同條第四項を削る。

第十九條第一項中「葉たばこの品質を向上し、又は收穫量を確保するため必要があると認めるときは、」を削り、「収納代金の一部を支払うことができる。」を「平年に於ける収納代金の百分の二十五に相当する金額を収納代金の一部として支払うものとする。」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 公社は、第二項の規定による再鑑定が申立があつた場合において、その申立を受けた日から十日以内に、その決定をしなければならぬ。

第十九條第六項中「その決定があるまで収納代金を支払わないことができる。」を「公社の鑑定した等級に相当する収納代金を支払するものとする。」に改め、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項但書に規定する平年における収納代金の算定方法は、大蔵省令で定める。

第二十四條中「著しい損害を受けたときは、」を「当該年度の葉たばこの収納代金が平年における収納代金の十分の八に達しないときは、」に、「その損害を」災害による損害に改

め、同條に次の一項を加える。
2 前項に規定する平年における収納代金の算定方法は、大蔵省令で定める。

第二十四條の次に次の一項を加える。

(廢耕後の処置)

第二十四條の二 耕作者が耕作を廃止し、若しくは許可を取り消され、又は許可の有効期間が満了した場合において、葉たばこが現存するときは、その現存する葉たばこについては、その者をなお耕作者とみなす。

第二十五條第一項第一号を第二号とし、以下順次第九号まで一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 耕作者の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結その他の事項についての公社その他の者と交渉
第二十五條第二項第一号を次のように改める。

一 耕作者の経済的地位の向上を図ることを目的とすること。
第二十五條第二項に次の一號を加える。

四 役員が選挙により民主的に選任されるものであること。

第二十五條第四項を第八項とし、第三項中「第一項に規定する団体又はその連合体を耕作者団体」に、「第五号から第九号」を「第六号から第十号」に改め、同項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 第一項に規定する団体又はその連合体(以下「耕作者団体」という)で第一項第一号の事業を行うことを目的とするものの代表者又は委任を受けた者は、耕作者団体又はその構成員のために公社と団体協約の締結その他の事項に關して交渉する権限を有する。

4 公社は、耕作者が前項に規定する耕作者団体の構成員であること、当該耕作者団体に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと又は当該耕作者団体の正当な行為をしたことのゆえをもつて、当該耕作者に対し、不利益な取扱をしてはならない。

5 第一項第一号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

6 耕作者団体の構成員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、これをその基準によつて契約したものとなす。

第二十五條の次に次の一項を加える。

第二十五條の二 耕作者団体は、大蔵大臣の許可を得てこれを法人とすることが出来る。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する社團法人に關する規定(刪則を含む)は、前項の法人について準用する。

3 前項において準用する第五條の収納の価格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。

第七十條中「第十五條第四項、第十九條第五項及び第七項」を「第十九條第八項」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前になされた改正前の第八條第一項の規定による許可の有効期間については、なお従前の例による。

3 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 大蔵省

「國稅庁」を「大蔵省 葉たばこ耕作調停委員会 國稅庁」に改める。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 國稅庁」を「第二章の二 葉たばこ耕作調停委員会(第二十六條の二)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 葉たばこ耕作調停委員会

(葉たばこ耕作調停委員会)
第二十六條の二 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省の外局として、葉たばこ耕作調停委員会を置く。

2 葉たばこ耕作調停委員会の組

機、所掌事務及び権限は、たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

5 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大蔵省の項中「本省二〇、九七〇人」を「本省二〇、九七〇人」を「本省二〇、九七〇人」に改める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、約二十万円である。

○平林参議院議員 私には参議院議員の平林剛であります。ただいま議題となりましたたばこ専売法の一部を改正する法律につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、たばこの専売事業は、たばこ専売法に基いて実施されているのでありますが、たばこ専売法による現行専売制度の建前は、すでに御承知の通り、たばこの生産過程のうち、公社の直営するのは、その製造事業に限定することとし、タバコの耕作は公社がみずからこれをなさず、国民をしてこれをなさしめるのを原則としているのであります。

しこうして専売事業の目的を達成するため、これに對しましては、種々の制限を設け、国家が広範園においてタバコの耕作に與与することとしたておるのであります。すなわち公社は葉タバコの需給を調整するため、毎年耕

作区域及び耕作計画を定め、その範圍内で毎年耕作の許可を与えることとする。同時に、耕作者は、公社の定める方法及び手続により、その耕作を完成し、かつ、その収穫した葉タバコを公社の定める収納価格で納付する義務を負うこととしたておるのであります。

これらのことは、一面におきまして、専売事業の目的達成のため必要なことではあります。他面におきまして、これがため、タバコ耕作者の経営にはなほ不安定な状況に置かれることとなつておるのであります。

特に最近におきましては、将来において予想されるいゆる減反計画と関連して、耕作者の経営がとりわけ不安定な状況に置かれており、また葉タバコの収納価格につきましても、耕作者の間に不満の聲が次第に高まつてきておるのであります。

しこうして、耕作者の経営を現状のごとく不安定な状況に置くことは、耕作者の耕作意欲と専売事業に対する協力の熱意を失わせ、かえつて専売事業の健全なる運営をはかるゆえんではなないと考えるのであります。

本法律案は、このような状況にかんがみまして、専売事業の本旨と耕作者の利益の調和を旨とし、専売事業の健全な運営に支障のない限度においてタバコ耕作者の利益を擁護し、その経済的地位の改善をはかろうとするものであります。

以下、本法律案の概要を御説明申し上げます。まず第一に、タバコ耕作者の耕作権を保障するため、耕作の許可の有効期間を五年とする。同時に、許可処分に対する異議の申し立ての制度を創設す

ることとしたております。第二に、葉タバコの収納価格の決定を適正ならしめるため、葉タバコの収納価格の決定基準を決定するとともに、収納価格は、公社と耕作者が協議して定めることとしたてしております。しこうしてその協議が成立しないときは、葉タバコ耕作調停委員会が調停いたすものとし、その調停がなお成立しないときは、大蔵大臣が収納価格を定めることとしたてしております。

第三に、耕作者の団結権及び団体交渉権を保障するため、耕作者団体が公社と団体交渉する権限を有することとし、耕作者団体に加入したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することとしたてしております。また公社と耕作者団体の間に締結される団体協約は、いゆる規範的効力を有するものとしたてしております。

第四に、耕作者の利益を保護するため、収納代金の一部前払い制度及び災害補償制度につき、所要の改正を加えることとしたてしております。第五に、再査定及び再鑑定制度を合理化するため、当該制度につき、再査定人及び再鑑定人は、少くともその半数を耕作者団体の推薦する者の中から選定することとする。再鑑定を申し立てがあつた場合における収納代金の振り払い制度の創設等所要の改正をいたしてあります。

第六に、耕作者団体の法律関係を明確化するため、耕作者団体は大蔵大臣の許可を得てこれを法人とすることが出来るものとしたてしております。以上が、この法律案の概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに

御賛成下さいますようお願いいたす次第であります。○山本委員長 続いて石村英雄君からの説明を願います。石村英雄君。

物品税法を廃止する法律案
物品税法（昭和十五年法律第四十号）は、廃止する。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 旧物品税法（昭和十一年法律第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品に係る物品税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に小売業者が販賣し、又は製造者が製造場から移出した旧物品税法（昭和十一年法律第一項又は第二項若しくは第三項の物品でこの法律の施行後にその返還を受け、又は同一製造場の製造の廃止後にあつては、当該物品を移出した製造場と同一場所）内に戻し入れたものについては、その物品に課せられた物品税に相当する金額の控除又は還付は、行わない。

5 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

7 相統税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「入場税及び物品税」を「及び入場税」に改める。

第七条第一項中「物品税法（第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、及び「物品税」を削り、同条第二項中「物品税法（第九条）を削る。
第八条及び第九条中「物品税」を削る。

6 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「物品税法（第十条ノ二の規定による物品税証紙）及び「若しくは物品税法（第十条ノ二の規定による表示」を削り、「若しくはこれらに」を「若しくはこれらに」に改め、「若しくは表示」を削る。

8 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「物品税法（昭和十五年法律第四十号）」を削る。
第九条を次のように改める。

第九條 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がない

第九條 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がない

第九條 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がない

ものについては、引取人から直ちにその揮発油税及び地方道路税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したものについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

10 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

12 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

文」を「第五条本文」に改める。
第四条第二項中「物品税法第十条」を削る。
第五条第一項中「物品税又は」、「移出又は」、「製造者又は」及び「物品税法又は」を削り、同条第二項を削る。

13 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

14 この法律の施行前に改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第一項（改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第一項において準用

15 この附則の規定により従前の例によることとされる物品税については、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條から第九條まで、改正前の相続税法第十四條第二項又は改正前の会社更生法第百十九條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

16 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 本条施行に要する経費
本条施行による減収見込は、約三百四十二億円である。

第二十二條第一号中「二万二千五百円」を「二万三千三百円」に、「千八百円」を「千六百二十円」に改め、同条第二号中「一万七千六百円」を「一万五千八百円」に、「千四百十円」を「千二百六十円」に改め、同条第四号中「一万四千三百円」を「一万二千二百円」に、「八百円」を「六百八十円」に、「千九百五十円」を「千六百六十円」に、「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「七百十円」を「六百十円」に、「千七百三十円」を「千四百七十円」に改め、同条第七号中「二万円」を「一万七千円」に改め、同条第九号中「一万二千五百円」を「一万六百元」に、「千四百十円」を「八百八十円」に、「千二百五十円」を「千六十円」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 酒税法第二十八條第一項又は第二十九條第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた酒類がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた移入先に移入され、若しくは引取先に引き取られたことの証明書又は当該期間内に輸出されたことを証明する書類その他必要な書類の提出がない場合、当該酒類がこの法律の施行後に同条第六項ただし書の規定による承認を受けて消費され、又は譲り渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により酒税の免除を受けた酒類についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第二十五條の二中「一万三千円」を「八千八百円」に、「九千円」を「七千八百円」に改める。

分の三十五に改め、同条第二項中「年五十万円とあるのは、五十万円」を「年五十万円又は年百万円とあるのは、それぞれ、五十万円又は百万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度分の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月（その事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度であるときは、八月）をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合（同条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額（旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。）は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該前事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約五十億円である。

○石村委員 ただいま議題となりました物品税を廃止する法律案の提案の理由を御説明いたします。

物品税は、周知のように戦時中に立法されたいわゆる戦時立法でありまして、現在七十数品目を残すのみとなり、物品税が課せられてゐる七十数種の品目の中には日常生活必需品があり、きわめて不公正かつ不均衡な課税となつております。この際このよう

な物品税を全廃し、新たな見地から高級品、奢侈品に限って税を課す必要があると思ひます。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在酒類に對しましては、相当の重税が課せられてゐる現状にあります。が、このたび大衆酒と目される清酒二級酒、合成二級酒、しょうちゅう甲乙、雑酒二級酒、ビール等の税金をそれぞれ引き下げようとするのがこの法律案の趣旨であります。

すなわち清酒二級酒については、現在右当り二万二千五百円の課税がされてゐるものを、これを一〇％引き下げて二万三千円とし、合成二級酒については、現在右当り一万七千六百円の課税がされてゐるものを、これを一〇％引き下げて一万五千八百円とし、しょうちゅう甲類については、現在右当り一万四千三百円の課税がされてゐるものを、これを一五％引き下げて一万二千二百円とし、しょうちゅう乙類については、現在右当り一万二千七百円の課税がされてゐるものを、これを一五％引き下げて一万八百円とし、ビールについては、現在右当り二万円の課税がされてゐるものを、これを一五％引き下げて一万七千円とし、雑酒二級酒については、現在右当り一万二千五百円の課税がされてゐるものを、これを一五％引き下げて一万六千円とするものであります。

次に、法人税の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の法人税法では、所得金額のうち五十万円以下の金額については、百分の三十五の税率が適用されることになっております。しかし現状でも中

小法人は税負担が過重であり、今般の政府の改正においても、所得金額のうち年百万円以下の金額については、百分の三十五の税率を適用することとしたしております。本法案の要旨は、所得金額のうち年五十万円以下の金額については、百分の三十、所得金額のうち年五十万円をこえる年百万円以下の金額については、百分の三十五、所得金額のうち年百万円をこえる金額については、百分の四十の税率をそれぞれ適用することとしたものであります。

以上、物品税法を廃止する法律案外二法律案の理由を御説明いたしました。が、何とぞ慎重審議の上、一日も早く可決されんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に、政府側の説明を聴取いたします。足立政務次官。

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。
3 前項の規定は、特殊船舶等が不開港に入港した場合について準用

する。
第二十四条第一項中「交通」の下に「（次項の規定に該当するものを除く。）」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 本邦と外国との間を往來する船舶への交通が貨物（その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。）の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行われなければならない。

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、当該許可をしないことができる。
一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二 その者が刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章（あへん罪に関する罪）、たばこ専売法（昭和二十四年法律第十一号）、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第一条（趣旨）に規定する酒税法等

その他貨物の輸出入に關し罰則の定のある法令で政令で定めるものの規定に違反して禁錮以上の刑に處せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三 その者が前二号の一に該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業者である場合

第三十一条第一項に後段として次のように加える。

これらの貨物以外の貨物（郵便物その他政令で定める貨物を除く。）を政令で定める臨港地区その他これに準ずる地区にある保税地域に入れ、又は当該保税地域から出そうとする者も、また同様とする。

第三十一条第二項中「前項に規定する貨物」を「前項の規定に該当する貨物」に改める。

第九十七条第一項中「第二十條第二項（事故に因る不開港への入港）の下に（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百零一条第一号中「第三十六條（許可を受けて保税地域外に置く外國貨物）」の下に「及び関稅定率法第十九條の二第二項（関稅の払いもどしを受ける課稅原料品に係る準用規定）」を加える。

第一百零一条に次の一項を加える。

3 税關長は、同一の外國貿易船が同一の不開港に一年を通じて四回以上入港する場合には、政令で定めるところにより、その四回目以後の入港に係る前条第二号に掲げ

る許可の手續料を輕減し、又は免除することができ、この場合において、第九十六條第三項（期間の起算日）の規定を準用する。

第一百零三条中「十萬圓」を「三十萬圓」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第一百零三条の二 第六十七條（輸出又は輸入の許可）（第七十五條（外國貨物の積みもどし））において準用する場合を含む。）の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出した者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第一百零四條第二号中「第六十七條（輸出又は輸入の許可）（第七十五條（外國貨物の積みもどし））において準用する場合を含む。）の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は」を削り、同条第三号中「第十五條」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第二十四條」の下に「第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第一百零五條第一号中「第十八條」を「第十五條第三項（特殊船舶等の入港届、第十八條）に改め、（入出港の簡易手續）」の下に「又は第二十條第三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）」を加え、同条第四号中「第五十四條」を「第三十一条第一項（貨物の出し入れの届出）」の規定に違反した者又は第五十四條に「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に改める。

第一百零六條中「第一百零三條（許可

を受けないで不開港に出入する罪）」の下に「第一百零三條の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「当該各条の例による。」を「当該各条の罰金刑を科する。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 改正後の關稅法第一百零一條第三項に規定する期間は、昭和三十三年に限り、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から同年十二月三十一日までとする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「前条」を「前二条」に改める。

漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

（昭和二十七年法律第二百二十二号）第

三条第一項に規定する給与保險の再保險事業の昭和三十年度の決算上の損失及び昭和三十一年度における保險事故の異常な發生により生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において、一般会計から、九千四百八十八萬九千九百圓を限り、漁船再保險特別會計の給与保險勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○足立政府委員 ただいま議題となりました關稅法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における關稅犯則事件の状況等に顧み、外國貿易船等でない外國往來船舶等についても入港届の提出を要することとし、外國往來船舶の交通及び貨物の保税地域への出し入れについての規制並びに輸出入についての虚偽申告等に対する罰則を強化するとともに、不開港出入の許可手数料について減免規定を設ける等のため、關稅法の一部を改正しようとするものであります。

まず外國貿易船等でない外國往來船舶等、すなわち通常外國に寄港する遠洋漁業船、海技練習船等につきましては、従来は入港届の提出を要しなかつたのでありますが、これらの船舶等についても貨物の輸出入及び免稅船用品等の用途外使用の取締りを行う必要があるため、その本邦の開港等への入港に際しては、入港届の提出を要することとしております。

次に、外國往來船と陸地との交通につきましては、従来は、その交通する場所について制限が設けられていたのみでありましたが、近時外國貨物の不正買出し等のためこれらの船舶に往來する者の少くない実情に顧み、成規の手續を経ない貨物の授受を目的とする交通については、所要の規制を加えることができることとしております。

そのほか、貨物のすりかえ輸出入の防止を期する等のため、特定の地域については、一般の内國貨物の出し入れについても届出を義務づけることとしております。

次に、輸出入についての虚偽申告等の罪については、その罪質に顧み、また、許可を受けないで不開港に出入する罪については、とん稅法等との關係をも考慮し、それぞれの罰則を強化するとともに、過失によるこれらの罪については体罰を科さないこととする等所要の罰則の整備を行うこととしております。

その他、とん稅及び特別とん稅の税率との權衡を考慮し、同一の外國貿易船が同一の不開港に四回以上入港する場合においては、その四回目以後の不開港出入の許可手数料を減免できるとしてしております。

以上が、この法律案を提出した理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いいたします。

次に、漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

漁船乗組員給与保險法の規定による漁船の乗組員の抑留を保險事故とする

給与保険につきましては、保険事故が異常に発生したことに伴い生じた損失を埋めるため、従来も一般会計から、この会計の給与保険勘定に繰入金をしていたものであります。昭和三十一年度の決算上、なお約五百六十二万二千円の損失が残り、また昭和三十一年度におきましても、引き続き保険事故が異常に発生いたし、昭和三十一年四月一日から本年二月末までの間に、さらに約八千九百八十七万七千円の損失が生じたのであります。そこで今回これらの損失を埋めるため、昭和三十一年度におきまして、一般会計から、九千四百八十八万九千円を限度として、この会計の給与保険勘定に繰入金をするのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

これら六法律案のうち法人税法の一部を改正する法律案以外の五法律案に対する質疑は後日に譲ることとし、所得税法の一部を改正する法律案外税関係十一法律案を追加して一括議題とし、質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 主税局長にお尋ねします。利子所得の一年までの短期の預金については課税を復活する。そうならば、所得税法第六十一条のその分の銀行の支払調書は出さるべきであると思うが、それはどういふふうになるか。

○原政府委員 その点は、昨日申し上げ方が少し足りなかったと思います。が、その分についても、昨日申し上げ

ました改正の措置法の規定によって、支払調書を取らないということにいたそうと思っております。理由は、一割源泉で取りますが、それで取り切れて分離課税になるということから、総合の必要はないということから、調査を取らないということに考えております。

○奥村委員 そういう説明の仕方もあるが、所得税法では、あらゆる所得に対して質問検査権というものを認めてある。課税は分離課税でも、質問検査権というものは、これは一切に及ぼさなければならぬので、せめてその分くらいは申告させるというふうにしたすべきであると思ひますけれども、その理由でいきますと、もし税制調査会の答申案のごとく、将来一年以上の長期預金も一割の課税をするという場合も、もう調査をとらぬということになると思ふのですが、そういうふうなお考えですか。

○原政府委員 調査会の答申は、やはり利子所得につきましても、本来は総合課税すべきである。ただ現状においては、貯蓄を奨励する必要があるに過ぎないのにかんがみて、従来よりも縮めるけれども、ここ二年間特例を設けたというところでありますので、将来の方向についての考え方は、奥村委員と全然同じ考え方をとっております。し、私も同様と考えております。

○奥村委員 この利子所得課税についての臨時税制調査会の答申案は、まことに妥当な考え方であつて、本来は、利子所得も総合課税の課税をなすべきであるというところをはつきりきめても、現段階として急激に持っていくことはできぬのですから、せめて二年間は一割課税という方針をきめて政府に

答申した。これについては、銀行協会その他関係業者の意見も十分聞いて御答申になったようであります。つまり一割の分離課税で満足するのではなく、将来は、なるべく早く税制の確立のためには、総合課税の制度に戻らなければいかぬ、その第一段階として一割の分離課税というのでありますから、まことに妥当な一途として政府が真にこの総合課税の制度を元へ戻そうというお気持ちなら、せめて答申案のごとく、長期の一〇％はかけなければいかぬと思ふのですが、なぜ長期の一割をかけなかったかというその事情を一つお尋ねいたします。

○原政府委員 まことにごもっともな御意見でございます。こういう特例はなるべく早く通常の状態に戻すということが筋だろうと思ひますし、私どももおっしゃるような気持ちを相当持つておつたのであります。この調査会が審議しておられました時期から、だんだん予算の最後の詰めの時期、それから税法を最後にまとめます時期にかへまして、これは御承知の通り経済界の活況と申しますか、伸びと申しますか、非常に顕著な情勢がきわめて予想外に進んだ、そして一方税の方でも自然増収が非常にふえると同時に、経済界全般に投資が非常に盛んになり、資金が足りないというような状態がかなり急角度に出て参つております。その状況を考えまして、貯蓄の奨励というところは、これはもういつでも必要なわけでありまして、その必要が非常に強く感ぜられるようになった。一方、減税によつて消費といふ面は、納税者の手元に金が残るという面につきましても、それを極力貯蓄に向けさ

せたいというような考え方もあわせて強く出て参つております。そういうようなわけで、特に最近の経済の推移に考へて、調査会の答申と若干離れた線に結論を落ちつけるという方が妥当であると思つてやりました次第で、将来の方向として、おっしゃいました理想の目標というものは捨ててはおりませんが、現在の経済情勢からして、長期の分についてはなおしばらく優遇をして、長期の資金を大いに集めたいという気持ちをあわせて、こういう結論になったというふうには御了承願ひたいと思ひます。

○奥村委員 なるほど長期資金の獲得はけつこうであります。税の制度の基本的な公平をそうしごく簡単に捨てるといふことはいかぬので、特に大蔵省の中でも主税局長が、これはあなた責任でがんばつていただかなきゃならぬことであつて、今の御答申でははなはだ心もとない御答申であります。

なるほど大蔵大臣に私はお話をするつもりでおりますけれども、局長も、自分の信念が通らなならぬ、場合によつては腹を切るぐらいの覚悟を持つてもらひませんと、今の税制は確立できません。そこで、どうですか、そういう場合に、何も税制の面でそう護歩しなければならぬことはないでしょう。それは最後の場合で、貯蓄増強にはまだほかに打つべき手がいろいろある。貯蓄増強の一番大事な点は何であるか。これはインフレが進まない、通貨価値が低落しない、それを政府が保証することだと私は思ふ。それなくしてどんなことをしなつて、終戦前後のように、一年に物価が倍も三倍も上るようになったら、ああいう悲惨なインフレ

の災いの経験を持った今日の国民が、少々のことをしても、決して貯蓄は進むものではない。そうしたならば、その点をあなたは確かめなくてはならぬ。しかもこのインフレ対策において一番大事なのは、私の考えでは税です。税制の確立です。あなた御承知の通り、昭和二十三年、四年のあのインフレの進んだときに、いわゆるドッジ方式によつて、あのさしものインフレを押えたでしよう。あのドッジ方式は何ですか、税の確立でしよう。ところが、この税の確立で一番肝心な税の公平を乱して、そして貯蓄増強、それで本末転倒しておらぬですか。そういう点、銀行局長その他、貯蓄増強、貯蓄増強で税を乱す連中に聞いて聞かされた。これはインフレの問題からして、局長はもっと信念を持つていただかなきゃならぬ。大蔵大臣にこの問題もお尋ねしようと思ひます。

それからもう一つ、同じような問題があります。お尋ねしたところで、どうせコンニャク問答になるので、(笑)こつちはなかなか……。

そこで、今度は、国民貯蓄組合のいわゆる無税の限度を二十万円に引き上げましたね。そうしますと、一口二十万円までは無税、それから期限一年以上は無税。そうすると、御承知の通り国民貯蓄組合が非常に乱用され、一口二十万円ですから、百万円の預金者は、五口以上に分ければ全部無税になる。従つて、そのやり口でいけば、たとえ一億円持つておつても、それを名前を分けていけば無税になるわけですから。そういう抜け道を奨励すべきではありません。そういう便法が

ある以上は、もうこの長期預金に免税して、それで喜ぶ人はほとんどのお金持ちです。ほんとうに利子所得でぬくぬくと生活ができる。これは勤勞所得者や事業所得者たちと違って、一番楽なお方。そういうお方々から、所得税も取らない、地方税も取らない。そうすると税金は一文もかからない。国家に対して何の納税の義務もない。そうして、きのうの話でもありませんが、住み込みの店員の食料費までも税金をかける。そういうことをして、主税局長は納税者に納税ができる説明ができますか。それが、ただ貯蓄増強のためという御説明で納税すると思えますか。その点を……

○原政府委員 非常にづらい御質問であります。利子所得の問題だけでなく、特別措置全般につきまして相当多額の納税を犠牲としながら、いろいろな政策目的に対して税が力を添えておるといふのは、多々ございます。私どもとしては、経済が正常化するに伴って、そうしてその優遇を与えられ部面が力がつくに従って、これはすみやかに整理すべきものだという考えで、その点については、調査会も全く同じ考えで研究された。それで、今回結論としてきまりましたのは、初年度、増減差引で二百億の整理、平年度三百五十五億の整理という程度にとどめましたが、この点は、実は私どもとしましては相当がばったつもりであります。先ほど、できなければやめるぐらゐないというお話がありました。私ここでそういうことを申すのは何ですが、特別措置の整理があまりできないということでは、とても主税局長は勤まらぬと思つて、それでだいたい悩ん

だときもありましたが、いろいろな面である程度のことではできた。その中で、調査会の答申よりむしろ優遇をふやしたのは、利子の面と生命保険料の控除、それから米穀供出の課税とお医者さんの課税、これは政治的に触れられないということになりましたが、その辺が調査会の線と違つたわけで、私もいよいよ素直とはいへない。さております。その中で利子所得に関する扱い、それから生命保険料控除の増額につきましては、先ほど来申し上げたように、経済の情勢が法律案を固めます間ぎわに至つて、非常にさういふ優遇を必要とする度合いが強くなつたといふことをあわせ考へてさういふふうにしたしめたので、おあげになりました。他の所得者との権衡といふこととからいふと、非常に問題だと思つて、私どもとしては、今後日本の経済にだんだん力がつき、経済が正常化されて、さういふ特例が一日も早くなくなつて、税が公平に平等に、適正に課税されるようになることを強く願つておる次第でございます。

○奥村委員 もう一つ生命保険料の控除の引き上げ、これも貯蓄増強が一番の理由でありまして、私は、実は必ずしも賛成はできぬと思つております。御承知の通り、これは今回の引き上げで、生命保険料を支払つておる人はまだ七千五百円ですか、いわば基礎控除が引き上つたと同様の恩恵があるわけですが、しかしさういふ生命保険は、すでに一萬五千元、保険金額で四十万円ですか、五十万円くらいのところまでであるので、それ以上すれば、やはりかなり豊かな人にさういふ控除を与えるということであるから、これ

は税の公平からいへば、やはり公平がくずされる。そこで、主税局長に一つさういふことも考へていただかなければならぬ。それほど犠牲を払つた貯蓄増強をするのなら、その犠牲を払つた資金が、ほんとうに国家に有用に使われておるかといふことを、一べん逆銀行局長あたりにつづいてごらんない。現に残念な話だが、金融機関は毎年不祥事件を起しておるじやないか。さういふ世界にも類例のないような恩典を与えて、その恩典のおかげでぬくぬくと預金が増えていったが、その預金などのように使われておるか、導入し、これはすでに大へんなことを起すけれども、年々不祥事件が起つて預金者が大へんな迷惑を受けておる。保険会社にしても、話を聞くと、このごろ不祥事件が多い。さういふ点も、主税局長、あなたは押される一方ではなくて、攻勢防御に出られないといふかぬと思つておる。

○原政府委員 臨時税制調査会の答申の中に、同族会社の給与の否認の問題を取り上げられましたのは、さういふ角度からであります。問題の根本は、いわゆる法人成り、個人企業が法人になると税負担が變つてくる、そのために法人になるという傾向が非常に強い。といふことは、やはり日本の企業全般に対する税のあり方として、そこに大きな問題があるという見地から研

究を進められたわけでありまして。この問題は、世界の各国とも当面している問題であります。日本においては、特にその問題が深刻であるようにわれわれも常々考へております。これをどう解決するか。まあ抽象的に申しますれば、法人になった場合でも個人課税するといふ式の行き方、つまりアメリカあたりでやつております組合課税、組合の課税は、組合員個人に所得を分けて課税するといふような行き方もあると思つておる。あるいはこの同族給与を、世帯内において合算するといふような行き方もあると思つておる。また逆に、それでは個人課税の方を法人成りした場合と似たようなやり方にするといふような行き方もあるかと思つておる。税法としてどちらをとるかといふ問題については、なかなか簡単に踏み切れない。そこで、やはり各国ともそこは必ずしもはつきり踏み切つておりません。いわゆる法人擬制説といふものもその一つの考え方でありまして、これも、法人の種類によつて必ずしも結論的に常識的な税負担になつておらないことは、先般来委員会においてたびたび指摘された通りであります。

そこで、さういふ結論になつたかと申しますと、今回所得税の負担を相当大幅に軽減合理化するといふことをいふたします。さういふことは、たゞいま問題にしております法人、個人の間における税負担の關係が、法人になつても利益が少い、あるいは利益がない、逆に損になるというふうなものがあるから出て参ります。つまり社会の常識からいって、あのくらい大きくなれば法人になるのが当りまえだろつと言わ

れるようなところ——所得税と法人税の關係が、さういふふうな所得税でおつた方が若干得だといふような程度であります。社会の常識に合つた程度でござります。調査会では、所得税の負担の大幅な軽減合理化を行うならば、さういふ事情が顕著に現れて当面の解決が相当できるのではなからうかといふことで、いわば中間的な結論をさういふところに落ち着けられたわけでありまして。ただその際、それでも法人にしてやる行き方がないではない。また従来法人になつておるものが、所得税の方が得だから戻らうといふ気になるか、あるいは法人として同族に払う給与をそれでは倍にしよう。倍にするとならば法人の所得は減りますから問題の焦点である事業税がそれだけ減つてくる。また法人所得が個人の給与に變るわけですから、給与に變りますと、今度の新しい減税の恩恵を受けるというふうなことから、そこにさういふ法人の利益の調節といふことが行われればぬかぬか。それが行われたのでは、ただいま申し上げました線といふものが単に觀念的にあるだけで、実際にはさうはいかないといふことになる。かたがたさういふ税を減らすために給与をふやすといふことを認めておいてはいかぬだらうといふ考え方から、同族会社の給与について規制をするといふことにしたいと考へられた。それがこの答申の出でた理由であります。そこで、私どももさういふ感じを持つておりますが、なぜこれを今回の法案に入れたのかと申しますと、御案内の通り、所得税法、法人税法に同族会社の行為、計算の否認という規定がござ

る。これをどう解決するか。まあ抽象的に申しますれば、法人になった場合でも個人課税するといふ式の行き方、つまりアメリカあたりでやつております組合課税、組合の課税は、組合員個人に所得を分けて課税するといふような行き方もあると思つておる。あるいはこの同族給与を、世帯内において合算するといふような行き方もあると思つておる。また逆に、それでは個人課税の方を法人成りした場合と似たようなやり方にするといふような行き方もあるかと思つておる。税法としてどちらをとるかといふ問題については、なかなか簡単に踏み切れない。そこで、やはり各国ともそこは必ずしもはつきり踏み切つておりません。いわゆる法人擬制説といふものもその一つの考え方でありまして、これも、法人の種類によつて必ずしも結論的に常識的な税負担になつておらないことは、先般来委員会においてたびたび指摘された通りであります。

います。あまりに不当に法人税を軽減するということになる場合におきまして、行為、計算を否認できる。所得税の側にもそれに対応する規定がございます。従来もこの規定で、そういう企業の否認と申しますか、あまりにめちゃな企業については、これはおかしいじゃないかということをおっしゃるという解釈で、実際にそういう運用をある程度いたしてきておりますが、新たに規定を設けるといわれた考え方は、やはり企業の否認の問題は抽象的じゃないから、何か基準をはっきり法律に基くものを置いてやれるようにするというようなことはどうかというふうな考え方であつたのですが、その後いろいろ研究の結果、そういう基準を一律にと申しますか、基準を作るといふことは、個々の具体的な場合について考えると、かなりこまかい意味のものを作らないといけない。また作つたとしても、それが規制のつもりで作つたのが、逆にそこまでは所得を分割してもいい、当然の権利だといふふうなことになるというふうな反作用もないではありません。それこれ考えまして、こういう問題は、だんだんと経済が進み国民の力も豊かになつてくると、税制もそれぞれ納得し得る負担になるといふことになれば、そうして一方、行為、計算の現行の否認規定でいける程度の運用を努力してやれば何とかいけるであろうという判断になりまして、ちよつとどうまい言葉は見当りませんが、あまりにきつすぎた規定を置くものかどうかというふうなことから、今回お願いいたしております法案からは抜いたような次第でございます。

は御説のようによほど慎重にしなければならぬと思つたので、私も早急にどうしろというところは申しませんが、ほかの所得の把握がもう少ししっかりやれるようになりまして、歩調をそろえて何とか手を打ちせんと、きのうのいわゆる名義貸しの問題とちよつと同一ようなことで、今のお説のように、いわゆる実質課税と申しますか、行為否認の規定もあり、実質課税の規定もあるけれども、そういう規定がありながら名義貸しが押えられなかったと同様に、行為否認の規定がありながら、実際にはなかなかおやりがでないうことになつてまた手おくれになつて、やつたときにはそれでは今までどうしておつた、こうやられますから、まあそこは急いでもならぬが、手おくれになつてもならぬといふことで、よくお考えになられたいと私は思います。

国税庁長官がお見えになりましたので、ちよつとお尋ねいたします。これも臨時税制調査会で非常に議論があつたことだそうですが、青色申告の納税者の問題であります。どうも青色申告が非常に増加してきたといふことは、表面上はまことにけつこうです。ところが案外に青色申告のその申告そのものが必ずしも正確でない。むしろ白色申告者どつこいどつこいといふようなことで、それなら青色申告は意味ないじゃないかという議論が、ずいぶん臨時税制調査会でも出たといふことを聞いております。私もまた現実をどういふ事実をちよつちよつ聞いております。しかしそれがあまりひどいなら、今度は青色申告なるがゆゑに更正決定もやりにくいといふようなことになつて、逆に政府の打つた手で逆手を

らるのも、ある意味においてやむを得ないと申しますか、一つの傾向のように見えます。従いまして、青色申告の中にも、帳簿上架空の仕入れを入れていとか、売上上げを抜かしたりしていかとか、本来の正確な申告になつていないじゃないか、それが決してないとはいへません。ある程度ございます。従いまして、われわれの方としては、それをそのまま放置しておくことは、これはほんとうの意味で青色の精神を解し、青色らしい青色を出していらない話でして、青色と白色と意味がないじゃないかという議論になるわけですから、従つてきのうも私は申し上げたと思つたのですが、さしあつた段階におきましては、われわれは数をふやすことの努力といふものは、この辺でストップした方がいいのではないかと。もちろん納税者の方から進んで青色になるという方は、われわれが拒否するといふわけではございません。われわれがおやりなさいといつて勧めて歩く努力は、一応この辺でストップしておいて、そうして現在青色になつていらつしやる方の中で、まあ青色らしくない青色を出していられつしやる方を、ほんとうの青色になつていただくような努力、量の増加といふことよりも質の向上、それに努力すべきではないか。見ておりますと、大体こうなるように思つた。今、青色らしくない方は二色あるわけですが、一つは、気持の上では正確な申告をしたのだけれど、しかし帳簿なり何なりのつけ方がまだまだほんとうになれないから、理解しにくいから、従つて形式的に見るとまだ不備がある

という方と、それから複式簿などもよくわかつて、頭が発達して、しかもつばら税金を安くすることが希望なるがゆゑに、売上上げを抜かしてみたり、あるいは架空の仕入れをやつてい。前者の方については、われわれの方は、どちらかといへばそのまじめなお気持を十分尊重して、帳簿のつけ方などについての御指導を申し上げるとか、いろいろなことをできるだけ努力していきたい、あとの人については、よほど御反省を願わない限りは、われわれの方としては、青色の取り消しといふことをまず行なつていくべきじゃないか、そうして御反省を願つたあとで、また青色になるというなら別です。ただ正直に言ひまして、その前の方の、まじめな方で帳簿のつけ方がわからないう方を找出するのは、これは割合簡単なんです。ところが一応帳簿の形式は整備して、ところが一応帳簿だけをつかんでいいたんじやわかりません。どうしてもわれわれの方としては、間接資料なりを整備しまして、そうして売上上げがあるか、あるいは仕入れがあるか、はつきりしたほかの方の資料から固めていかなければならぬわけなんです。そこにわれわれ税務官吏の苦勞もあるわけだと思つた。従いまして、いろいろな青色に対する批判もあつた。従つて、われわれの方としてもそういった意味において、やはり青色の中でも幾つかの段階があることを十分認識して、そうしてまじめな方と必ずしもそうでない方とある、その意味におきまして、われわれの方で現在とつております青色の解釈をいたしまして、三月十五日前に全部問題

きのうも、あなたは某々に対しまして、自分の氣持としては、春闘を解決する誠意は持つておるとおっしゃったのであります。私はそれを聞いて非常に喜んだ。事実この春闘というものについては、國民すべてが、勞使双方を含んですみやかに解決せられることを願つておるのでありますから、いろいろな法理上のあるいは予算上の、あ

なたとして言わなければならぬ制約があることは私も万々承知をいたしておりますが、しかし閣僚の一人として、岸内閣における重要なポストにおけるあ

あなたが、ここでそこを乗り越えて春闘解決のために勇断をふるわれる気持はないのか。私が前にあげました四点、

して誹謗じみた点があつたかも知れませんが、しかしきのうのあなたのある人に対する発言を聞いて、私は非常に喜

振って、岸総理を助けて春闘解決のために前進をなさるお気持があるかどうかということ、重ねてお伺いをいた

したいと思います。

○池田国務大臣 誠意をもって善処すると、こういうことに尽きると思うのでございます。何分これもあの調停案が

出ましたときは、いつもの例とは違ひまして、理由書もございませんし、われわれはその調停案の内容について十

分検討して、しかる後にこれを全共同
業体がのむか、あるいはまた仲裁裁定
の申請を出すか、十分検討してやるべ
きだという考えで私はおったのであり

ます。従いまして、検討の結果、きょう午前中に国鉄が仲裁裁定の申請を出し、続いて二公社四現業も出すようでございます。あくまで慎重に、そして

あいまいなところのないように、正道を踏んでいくべきだと思います。これも私が誠意をもってこれを解決したいという現われであるのであります。今後どういふ裁定がおりますか、私はその後におきまして公労法三十五条並びに十六条の精神を体し、また三公社五現業の給与の引き上げがいかんにか財政に影響するか、またこういう望ましくない争いが続くことがいかんにか日本の経済に影響するか等々、万般の状況を考えまして、大蔵大臣として善処いたしたいと思ひます。

○横山委員 あなたの今おっしゃったことは、もつともな点がございませぬ。私は、それを肯定するにやぶさかではございませぬ。しかし労働問題としては、タイム・リミットというものがあつたわけでありませぬ。あなたの今おっしゃったことを正確に筋道を立てて議論をした、討論をした、審査をした、そして仲裁を求め、そして仲裁して裁定が出てから、公労法上に言う十日以内に国会に出し、国会がそれをすつと審議をする、もしそういうことであるとするならば、まさにこれはタイム・リミットに合わないことはなはだしいのであります。あなたはそうではないと私は思うのであります。かりにそういう議論であるとするならば、本日の岸・鈴木会談というものは意味がなくなつてしまふのです。少くとも労働問題というものは、あなたも御経験だと思ひます。公労法の間で話がつかつかというところが、公労法でも労働組合法でも労働法においても、最もそれを主旨としたものであります。公労協の方は政府も関係がございませぬから、百歩譲つて、それが単純な労働関係に

おいてのみ解決することができないにいたしまして、労基法を出してからすでに今日一年有余、その調停案の中にもあります一つの問題は、すでに三十三年度の調停案の問題であります。ここから来て、しかもこの段階において筋道を立て、順序を立てていくことは、これは、私は政治感覚のすぐれたあなたとしては、そういう意味で言つていふことが、時期的判断というところをどういふふうにお考えでありませうか。あなたの話を了として、その上私は時期判断の問題について、本日どういふふうにするかという点をお伺いをいたしたいのであります。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたように、いざこざが起ることは望ましくない、これを早く解決したいというところは、これは一般国民みな願ひしておるところでございませぬ。従ひまして、それを早く解決する意味におきまして、事を明らかにせずにとやうなことは、根本的解決法にございませぬ。同時に、事を明らかにして進んでいくというところがいいと思ひまして、新聞に二、三日前でございませぬか、きょう裁定するとうきに、理由書がよくわからぬじやないか、理由書をよく聞いて、それから決意すべきだ、こう私は言つたことがあるのであります。この解決を急いでやろうという気持ちに何ら変りはございませぬ。

○横山委員 私はあなたの今までの答弁を聞きまして、何といひますか、私とあなたの間にずれはありますけれども、大臣の常識的な立場における御答弁であつたように聞いておるのであります。ただあなたの言うところの常識というものが、公労法の精神とやや反しておるところがあるのではないかと疑われるのであります。その点について少し質疑を重ねて、もしあなたがそういう点がありとすれば、一つ御反省を願つて、公労法の精神に基いてすみやかに解決をしていただきたいと思ひますが、第一にお伺ひしたいのは、なぜ調停案を政府は受諾しなかつたのか、新聞でいろいろ伝えておられますが、政府と公社側とがしばしば会見をされた、その結果としての調停案の拒否の理由が新聞に載つておるが、その新聞通りであるか。調停案を拒否するゆゑのものは何であるか、それを一つお伺ひいたします。

○池田国務大臣 きょう国鉄の方で裁定を申請したのに載つております。国鉄関係法規の二十八条の点が十分考慮されておるかどうかわからない、それから千二百円の根拠もわからない、こういうことで、今の建前からいくと、それに従うわけにいかない、こういうふうに出してあります。

○横山委員 本日の新聞が一斉に取り上げておるところを讀みますと、政府と公社との会見によつて「一、政府が公労法の調停案を拒否した理由は①調停案が三公社、四現業の企業差を無視している②賃金引上げの積算の基礎に疑問がある③政府は今国会に「一般職職員の給与に関する法律の改正案」を提出して国家公務員の賃金引上げを予定し、公社職員との給与差を縮小しようとしてゐるが、この調停案を実施すれば、この政府の意図が壊れることになるなどの点である。」という三点をあげてあります。この三点は政府及び公社

との間のしばしばの御相談においてこゝういふふうになりましたものであるか、伺ひます。

○池田国務大臣 その問題につきましましては、私は関与いたしておりませぬ。きょう国鉄の方で出しましたのは、ここに控えておりましたが、調停案の第一項前段については、理由書のお示しがないので、御指示の額の算定が明らかでなく、特に日本国有鉄道法第二十八条に規定せられておる給与の原則との関係が具体的に示されてなく、その内容についても問題を将来に残すものと思ひますので、遺憾ながら受諾いたしかねます。こういうことでございませぬ。第二は、第一項後段については、賃金改訂の分として実施することとは了承できませんが、今年度の業績を勘案して業績手当として善処したいと思ひます。第三には、第二項については第一項に基く給与改正の原資の中で措置すべきものと考えますので、了承いたしかねます。こういう理由で調停をのめない。そしてまた大体こういう理由で裁定の申請をしたようでございます。このことを私は聞きまして、大体理由はこうだと自分は心得ておるのであります。

○横山委員 私が今言つた三つの理由は、新聞の伝えるところでは、政府の態度を明らかにする官房長官談話の内容は次のようなものであるといわれておるというのですが、この三つのことは、官房長官の談話によつてきやうなことは明日発表されるようなことになつておるのでしょうか、大臣は御存じありませんか、だれか知りませんか。

○池田国務大臣 その点は発表されるかどうかは存じませぬ。官房長官が

そういう意向で言われたのかわかりませんが、私の関与する限りにおいては、今申し上げたことを私は聞いておるのであります。

○横山委員 それでは別の角度からお伺ひいたしますが、この間政務次官の足立さんが本委員会の席上でこゝういふことをいわれたのであります。さきに決定した国家公務員給与の六・二%引き上げは、三公社五現業の職員の給与水準に近づける意味もあつたが、ここ

でまた、公社、現業のベース・アップを行つた、いさゝかこゝになるおそれもある、政府として調停案の方向には一がいに同意し得ないものがある。本俸だけの現行六・二%引き上げ後の国家公務員と、公社、現業の職員との平均給与の比較を行えば次の通りと言つて、造幣局は現行公務員に比較すると百三十八円、印刷局は千二百九十五円、林野庁は三十四円、アルコール専売は五百八十一円、郵政は千四百二十一円、電電公社は二千三百六十四円、国鉄公社は千八百八十四円、専売公社は二千三百三十六円現在アンバランスがあるといふことをこゝでおっしゃつたのであります。これは岸本さんにお伺ひいたします。岸本さんは、その数字について政務次官がこゝでおっしゃつたのですが、政務次官は御存じのように、こゝういふ問題にはしつとの方でございませぬから、おそらく担当課長であるあなたから出たと思ひますが、いかがでしようか。

○村上(一)政務委員 政務次官が御答弁申し上げましたのは、おそらく私の方で前に三公社と公務員の給与の実態を調べまして比較をいたしたことがございませぬけれども、それを御答弁申し

第一類第五号 大蔵委員会記録第十四号 昭和三十三年三月十五日

一

上げたものと存じます。それは三十年一月十日現在の実態調査、これは比較的公務員、三公社を通じて総合的な調査があるようでございます。それを基礎にいたしまして、その後の給与の改訂増減などが行われましたものを、それに増加いたしました現状を比較したわけでございますが、ただその場合に、おそらく御説明があったことと思うのでありますが、御承知のように、各公社、それから公務員間におきましては、それぞれ職員の構成、学歴とか男女別、また勤続年数等が、平均いたしましたみますと、相当差異がございます。従っていずれの給与がどの程度高いかという場合には、それぞれそれを一定のレベルに引き直しまして、同一の標準でどうなるかという比較をいたす必要があるわけでございますが、そういう調整をいたしまして出しました結果が、今御指摘になりましたような数字に一応なっております。ただしこれは、今申し上げましたように、その標準へ引き直す計算の方法とか、あるいはその後各公社等で行われました給与の実態につきましては必ずしも明確でない、つまり程度が正確に把握できない、見方によつて多少の差異を生ずるというような点もございすので、それらはあるいは計算の方法によりましては多少の狂いがくると思いますが、大体の姿といたしましては、政務次官の御説明申し上げた通りであると存じます。

○横山委員　これは非常に重大なことであります。大臣は、今私は知らないのだとおっしゃいましたが、私どもが今この話を聞くところによれば、三十年一月に調査をして、そうしてそれを調

整をして集計をし、本委員会では発表されたのでありますから、政府部内、少くとも大蔵省が、この仲裁申請に当たって政府が拒否する理由となった重要な因子となっておる数字だと私は思うわけであります。そうであるといひますならば、私はもう少しこれを確かめなければなりません。今あなたがおっしゃったのは、たとえば第一に学歴とか、男女とか、経年数とかをお調べになって、その比較を求められたと思うのであります。今政府が一番重要に考えておりますこの職務のウェイト、責任度、あるいは重要度、そういう比較をなさったのであるかどうか、お伺いをいたします。

○村上(一)政府委員　ただいま申し上げました金額は、いずれも本俸だけに過ぎまして比較いたしましたものでございます。従いまして、おっしゃいますような職務の重要度の比較というふうなことは、もともと事柄としてこれを金額の程度に表わしますことは非常に困難な問題でございますが、給与の面におきましては、本俸だけでございませんで、そのほかに特殊手当、超勤等が勤務の態様において御承知のように加わっております。従いまして、おっしゃいますような勤務の性質に應ずる給与の差というものは、もちろん餉念論的には本俸にもある程度現われるべきでございましょうが、また実際問題として、より多く超勤ある特殊手当といった面に相当部分が現われていくものじやなかろうか、さように考えております。

○横山委員　あなたは一体給与のことを御存じでありませんか。いいかげんなことを言わぬようにしてもらいた

い。少くとも政府が、また人事院が国会において相当の紛糾を巻き起しており、政府が今出しております一般職の職員の給与に関する法律の改正案にいたしたところで、職務の重要度というものをも最も優先的に、最も職階制というものをも力説強化しようときに、男女とか、勤続年数とか、そういう比較だけを、職務の責任や重要度はこの部面においては全然考えずに、ただその比較だけをして、これで格差がある、ないという議論ができますか。まさにこちらの方では、職務の重要度だ、職階制だ、こちらの方では、全然それと関係のない数字を持ち出して比較論をするということとは、全く矛盾撞着もはなはだしいじゃありませんか。そういう根拠をもつてあなた方はこの数字を——人事院の勧告や今度出ている法律案との関連は一体どういうことなんです、重ねて御答弁を願います。

○村上(一)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、本俸の面におきましても、もちろん職務の重要性の評価はある程度これを考慮に加えております。先ほど申しましたのは、本俸だけの面ではなく、ほかの手当といったような面にも、それが実際問題として相当出て参るということを申し上げたわけでございます。

○横山委員 私がそう言えば、本俸にも責任度やその他はある程度加えていい、こう言うのですが、ある程度とは一体何ですか。少くとも科学的に出して、それが今度の仲裁申請、調停案を拒否する重要な因子となったとするならば、ある程度というごとき言葉では許されませんぞ。

とおっしゃるが、いかなる機関がこの調査をしましたか。

○岸本説明員 この三十年一月の実態調査の基礎となりましたのは、大蔵省で実施いたしました全公務員——国家公務員、地方公務員、あるいは政府関係機関職員全員の約三百万近い職員との結果に基いて私どもの方で一応集計をいたしました。また人事院勧告でもいっておりますが、人事院の方でも、その結果について集計し直して判断しておりますが、原票は大蔵省で集めた調査票でございます。

○横山委員 各公社並びに企業体は、この調査を承知しておりますか。

○岸本説明員 調査いたしましたカードは、直接公社でお集め願ひまして、大蔵省に御提出願つたのであります。

○横山委員 私の知る限りにおいて、は、財務局がこの調査をしたといいますが、違いますか。

○岸本説明員 つまり大蔵省にいたただく過程におきまして、各地方の鉄道管理局から財務局を通じて出て参つたというところでございます。

○横山委員 そうすると、たとえば電通にしても、国鉄にしても、それらの企業が自主的に調査したんじやなくて、あなたが財務局を通じて横の方から調査をしたということになりますか。

○岸本説明員 御説明の申し上げ方が、ちょっと不十分だったと思いますが、調査の仕方につきましては、その三百万の全公務員あるいは公社職員につきまして、同一の基準を作り、同じ形式のカードをもちまして、大蔵省から直

接各公社あるいは各地方庁にお願いいたしました。その取りまとめの段階を財務局に依頼したということであります。

○横山委員 そうすると岸本さん、これは重要な問題で、あとで責任問題になりまして、気をつけて答弁してもらいたいです。あなたのお話によつて、これは少くとも各公社がその調査の実態を承知しているものであるということであり、第一、それから集計は公社が集計しないので、地方の財務局が集計したものである、その結果は公社は承知しないものである、こういうことです。

○岸本説明員 つまり財務局に取りまとめを依頼したわけでございまして、カードが集まって参りましたのが私ども大蔵省の手元にごさいます。それをも一定の角度から判断いたしますために分析いたしましたわけでありますが、その作業は統計局に依頼していただいております。人事院としては、人事院自体です。それをいたしております。

○横山委員 そうすると、もう一べん聞きますが、公社はこの調査の全貌を承知しておるはずだとあなたはおっしゃるわけですね。

○岸本説明員 私どもの考えました角度での集計の結果については、あるいはまだ御存じないかもしれませんが、しかしカードの内容、どういうことを調査したかということは御存じと思います。またカードの写しもおそらく公社ではお持ちになつておるはずであります。

○横山委員 それではお伺いします。が、今あげたこの格差のもと、つまり三十年一月においては、たとえば造幣局は当時幾らであつて、国家公務員は

当時幾らであったというそのものと数字を一本で言つて下さい。造幣局から専売公社に至るまでの数字を言つて下さい。

○岸本説明員 その点につきましては、ただいま正確な資料を持ち合せございませんので、後日資料をもつてお答えさせていただきますと思います。

○横山委員 それではその数字はかりでなくて、その調査はいかに行われたか。そして各公社の三十年一月現在はどういうものであったか。それに対する国家公務員はどういうものであったか。その基準になる比較対照はいかに行われたか。村上さんが先ほど言つた、ある程度責任度、経験度、それから職務の重要度、そういう問題はいろいろふりに参照されたか。それから原票、各個人に渡つて一人が記入するその原票を一つ提示していただきたい。私は少くともこの数字が、こういう状態のときに、こういう角度で出されてきたことに對して非常な疑問を抱く。それで池田さんに戻るわけですが、今ここに出てくる数字は、私の質疑応答を通じてわかるように、非常に科学性のないものなんです。これをまず言いたいのであります。この段階においてこの議論をすることが妥当かどうかというのを、公労法上からあなたに尋ねてみたいのであります。先ほど言つたように、労使の問題というものは、極端なことを言いますが、たとい第三者がどうであらうと、労使の間でまとまるというのが労働問題の一番重要な問題であります。少しくらいいへこんでいたり曲つていたりして、労働の間で、じゃあここでもって生産復興に邁進しようという気が

概して、労働問題にとって一番重要な問題だと思ふのであります。もちろんそれには一つの社会常識というものがあつて、しかしながらそれを乗り越えて、労使の問題の重要度というのは、労使の間で話がついて、多少はこつちをのんだ、あつちをのんだ、けれどもこれで話がまとつたから、ここで生産復興に邁進しようということが大事なことであります。従つて公労法でも、あるいは労働法でも、労働組合法でも、労使の自主的な団交を最も尊重してゐるのはこのゆえに立つてゐるのであります。たとい電通や専売やあるいは国鉄が政府に關係のある機関であつても、私はこの大原則はまず置かねばならぬことだと思つてゐます。調停最中における政府側の希望や、あるいは言ひたいことがあつたらしいにしても、私は調停というものはこの大原則を侵してはならぬものだと考へるのであります。一つ公労法上の池田さんの見解を伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 お話しの通り、公共企業体と労働者の間で話が円満にまとまるということが一番望ましいのでございます。しかし今回につきましては、先ほど申し上げました理由に基きまして、公共企業体は調停案を受諾するわけにいかないといつておるのであります。直接政府がこれをどうしようかというわけのものではないのであります。

○横山委員 そうおっしゃるだろうと思つていました。けれども池田さん、新聞がずっと伝へて一貫した姿、それから世間が受け取つておりましたのは、文章は確かに国鉄から仲裁申請

が出てゐるけれども、その実態は、今や政府がその解決の能力を持ち、政府が国鉄總裁や電通の總裁を呼んで話をまとめておる、これはもう天下周知の事実であります。私は、それを必ずしも否定しようとは思ひません。このぎりぎり一ぱいの段階で、政府が解決の能力を持つてゐるのであるから、鈴木・岸會議が行われることは好ましい最終的な姿で、これは最善ではないけれども、やむを得ざる次第の策として、今日最も必要なことだと思ふ立場に私は立つてゐるのであります。法律上の問題と現実の問題とあわせて、私は矛盾しますが、少くとも公労法、労働法の問題として政府は今回調停を犯した。そして今その調停を解決するため、ここに鈴木・岸會議なりをして、政府は解決しようとして前進をしてゐる、こういうことを私は言つてゐるのであります。ただ前提としてお考えを願ふなければならぬことは、少くとも調停段階において、政府がこの調停案はいかにぬ、そして今いろいろ討議をいたしたように、格差があるからこの調停案はぬぬぬというところは、公労法上の問題がある。それが公労法上の問題です。

もう一つは、政治的にこのぎりぎり一ぱいのときにこの格差の問題を出して何の解決があるか、今解決すべきことは、もろもろの問題はあるけれども、組合側は、不満であるが調停案を受諾したではないか。今政府がうしろから、今政府がうしろからしり押しをして調停案をけれというけれども、實際の問題としては、官房長官も受諾する気持があるとかつて言つたではない

か。もしもこの調停案が仲裁裁定になつた場合に、調停案と違つて仲裁裁定が出ることをあなた方は望んでおられるのであるか、もしそうだとしたら、それは重大な間違いであるのではないかと、このことを私は言ひたいのであります。現に藤林さんが新聞でこう言つてゐます。「仲裁裁定は調停案と違つた結論が出るか、との質問に」同じ人間がいくらも時を経ずにやるのだから自ら限度がある。調停と仲裁とは性質が異なるというが、調停案と仲裁裁定の内容が全く異なるというのでは、いづれかの機関が信頼を失ふことになる。従つてそう違つた結論が出るものではない。(政府が仲裁委員会に圧力をかけるのではないかと)という憤然とした面持で、政府の圧力などがあつたら私は辞任する。私は民間人だから腹を切ることは何でもない。私の性質は政府もよく知つてゐるはずだ。とにかくこれだけ政治問題になつてゐるのだから、ガラス張りの中で委員会として独自の判断によつて慎重に仲裁をやつてもいい。重要なことをしたら委員会の自殺行為になるし、委員会の崩壊になる。(ボツリと)それは政府の思ふツボかもしれないが……」こう言つて結んでおるのであります。私は藤林さんの言つたことが法理上からも実態論からも当然だと思つてゐる。昨年公労法は改正されました。それ以前は、調停委員会の人間と仲裁委員会の裁定をすすめる人間とは違つておつたのであります。藤林さんが調停をやれば、今井さんが仲裁をやつておつた。それを政府はみずから強引に調停と仲裁とを一括にして、労働委員会にしたのです。そして今井さんをやめまして、調停委員

か。もしもこの調停案が仲裁裁定になつた場合に、調停案と違つて仲裁裁定が出ることをあなた方は望んでおられるのであるか、もしそうだとしたら、それは重大な間違いであるのではないかと、このことを私は言ひたいのであります。現に藤林さんが新聞でこう言つてゐます。「仲裁裁定は調停案と違つた結論が出るか、との質問に」同じ人間がいくらも時を経ずにやるのだから自ら限度がある。調停と仲裁とは性質が異なるというが、調停案と仲裁裁定の内容が全く異なるというのでは、いづれかの機関が信頼を失ふことになる。従つてそう違つた結論が出るものではない。(政府が仲裁委員会に圧力をかけるのではないかと)という憤然とした面持で、政府の圧力などがあつたら私は辞任する。私は民間人だから腹を切ることは何でもない。私の性質は政府もよく知つてゐるはずだ。とにかくこれだけ政治問題になつてゐるのだから、ガラス張りの中で委員会として独自の判断によつて慎重に仲裁をやつてもいい。重要なことをしたら委員会の自殺行為になるし、委員会の崩壊になる。(ボツリと)それは政府の思ふツボかもしれないが……」こう言つて結んでおるのであります。私は藤林さんの言つたことが法理上からも実態論からも当然だと思つてゐる。昨年公労法は改正されました。それ以前は、調停委員会の人間と仲裁委員会の裁定をすすめる人間とは違つておつたのであります。藤林さんが調停をやれば、今井さんが仲裁をやつておつた。それを政府はみずから強引に調停と仲裁とを一括にして、労働委員会にしたのです。そして今井さんをやめまして、調停委員

長と仲裁委員長とを藤林さんの兼任にしたじやありませんか。その法改正の趣旨は何であつたかということですが、あなたは閣僚の一人として、そこに責任を持つ必要があると私は思ふのであります。少くとも調停案と仲裁裁定というものが、人は違つてもあつて数字は大体一緒だつたのです。それにまた労働者も使用者も、大体まあやむを得ないものと思つておつた。そこを百尺竿頭一歩を伸ばして一緒にしてしまつた。機関も一緒なら、やる人間も一緒にしてしまつた。今その上に立つて政府がやろうとしてゐることは、調停案に理屈をつけて、仲裁裁定を何かほかに変えようとしてゐるということですが、これは公労法の精神から、言つて間違つてゐる。間違つてゐるのみならず、現実問題としてやりやならぬ方がいゝ。また今ぎりぎり一ぱいのときに解決をする手段としては、絶対にそういう手段ではない。今私が言つてゐることは、仲裁裁定というものを藤林さんはこういうふうに通つてゐるのであるからして、すみやかに調停案を受諾するのがほんとうなんですけれども、かりに仲裁申請をした今日としてみれば、政府の調停案を拒否する理由をお引つ込めになつたらどうだろうか。一年もかかつて、公社に無断で自分で適当な方法で調査をして、このぎりぎり一ぱいの段階ですばつと出して混乱に陥れるということとは政治的にまずい。この際そういうことにはおほのこと

で問題を紛糾させるよりも、仲裁申請をした現実であるといひましたならば、政府は調停案を拒否した理由をお引つ込めになつて、労働の問題をすみやかに解決する努力と熱意を私は期待

したいのです。大蔵大臣としての池田さんには、いろいろ言わなければならぬこともあるでしょう。主計局や給与課としては、やはり言わなければならぬことがあるでしょう。しかしそれが乗り起えて、今日この問題の解決のかぎは、やはり大蔵省の、また閣僚の中の一重要要素にあるあなた達の勇断にかかっておると私は思うのであります。そういう意味合いで、重ねてあなたの真剣な御答弁をわすれられない。

○池田国務大臣 いろいろお話がございましたが、少し誤解があるのじやないかと思ひます。この調停案に對しましては、公共企業体とその独自の立場でお出しになっておるのでございまして、形式的には政府は関係いたしておりません。しこうして大蔵大臣といったしましては、仲裁裁定が出した場合において、公労法三十五條の規定によつて努力をいたすのであります。その努力を重ねた結果、十六條の規定によりまして、どうあんなばいするかにいうのが私の立場でございます。従いまして、今、大蔵大臣として国鉄が出された調停案をのまないことはよくない、あるいはいいとかいうことを言う段階ではないと思つております。しかし私は閣僚の一人として、国鉄がどういう理由でのまなかつたかということとは聞き及んでおりましたから、ここで申し上げたのであります。

もう一つの点は、大蔵省で調べました公務員あるいは公共企業体職員についての給与の格差等につきまして、どういう工合に発表したか存じませんが、質問があつてやつたとすれば、やはりそれだけの調査があれば申し上げ

ることもやむを得ぬのじやないか。こつちから進んでこうだということと言つたのか、あるいは差がどうかあるかという質問に答えて言つたのか、その場面のことは存じませんが、政府の知り得た資料は、国会で要求があれば申し上げるのが適當ではないかと考えております。いずれにいたしまして、先ほど来お話しした通りに、非常に重要な問題でございますので、私は慎重に、しかも公労法の精神をくみ、裁定の結論に對して誠意をもつてできるだけの努力を払いたいということに尽きるところであります。

○横山委員 あなたは私の質問に對して、足立さんが答弁をしたかもしれないからとおっしゃるのですが、私は質問をしながら、希望意見を申し述べたに對して、親切にお答えを願つた。従つて、私は足立さんをごさうこうという氣持は毛頭ありません。また足立さんのしたことをどうさうなことも困るのであります。しかし少くとも足立さんが出した数字というものは、大蔵省の中でも重要なウェイトを占めているものだといふふうに考えざるを得ないのです。今あなたは私のた

び重なる質問に對して、一應大臣としての形の上の御答弁はされました。しかしさういふ答弁を私が求めて質問したのではないかということ、やはりあなたも百も御存じの上で、なおかつさういふ答弁をなさつたのだらうと推測いたします。しかしながら、この段階における世間の常識というものが、あなたの答弁だけでは認めないのであります。この段階においてとにかく両党首の会談が行われ、しかもその新聞の同

から実力行使はやめると言い、片方では公労協の企画部長が調停案を受諾しその保証が得られればいつでもやめると言明している。世間はこの三つのことから答えてもう出ていると見ています。公労協といえども、好んで争議をしてゐるのではありません。政府としても、また好んで弾圧するものでもないといひますれば、もはや答えは近い。八千八百万の人の前にすべて答えが出てゐるのであります。しかしその答えを出すに對して、あなたの方で、これは慎重にと、これは格差がどうか、これは公務員の給与の問題とかいふようにいろいろの問題が前に出ますれば、このやうなチャンスに對して時期を失すおそれ私は痛感するわけですから、重ねて言ひますけれども、労使の問題といふものはタイム・リミットが必要である。これはいろいろ野党は野党の立場がある、政府は政府の立場があり、与党は与党の立場がありますけれども、この瞬間をのがしては、私はこの春期闘争の円満な解決といふものは少し遠のくのではないかとこのことをおそれるのです。従つてどういふうでありますけれども、重ねて大臣に伺ひたいのは、今まであなたは、とにかく大臣としての形の上の答弁をされましたが、この事態に際して、すみやかにこれを乗り越えて解決をする誠意を、きょうあすにわたつて披瀝する御用意があるかどうか伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 この問題は、仲裁裁定を申請しました関係上、私といひましたは、仲裁裁定を見なければ何とも言へぬ問題でございます。仲裁裁定がまだ下らぬうちに、大蔵大臣として

とやこうすべき筋合いのものではないと思ひます。従ひまして適切な裁定が下れば、三十五條並びに十六條の規定によつて善処するよりはかにいたし方がございませぬ。

○横山委員 それでは伺ひますけれども、藤林さんがこう言つてゐる。同じ人間が出し、同じ機関が出すのだから、變らうはずがないではないかと、いうことが第一です。第二番目には、政府の圧力がもしあつたら、私は辞任すると言つてゐるのです。圧力といつたつて、別に政府が目に見えたことをおやりになる氣持は毛頭ございませぬ。またそんなことをやつたら大へんでありませぬ。しかし目に見えない、いろいろな話の仕方というものはあるだらうと思ふ。政府は、この格差の問題が今内部であるのであります。政府は仲裁委員会の仕事に對してその自主性を守り、仲裁委員会の自主的な判断にまかせて一切関与しないという言明ができませんか。

○池田国務大臣 政府が仲裁裁定につきまして圧力を加えることは毛頭考へておりません。しかし仲裁裁定の方でいろいろな資料、あるいは意見を聞かれる場合があるかも知れぬと思ふのです。そういう場合には説明をする必要があるかも知れませぬ。しかしあくまで仲裁裁定は公正に厳正にやるべきものだと考へております。

○横山委員 かりに仲裁裁定が調停案と同じ内容のものが出た場合において、調停案を拒否せられた理由を重ねて仲裁裁定に援用される氣持があるか、それをお伺ひします。

○池田国務大臣 それは仲裁裁定がいかに出るかの問題でございます。私

が今ここでとやこう言う問題ではないと思ひます。

○横山委員 これはかつて吉田さんもおっしゃつたように、仮定の問題には答えられぬ、さういふことではあらうと思ひますが、しかしこのところから仲裁委員会の自主的な判断に非常に重要な問題であるのです。法律上の、公労法の立場からいつても、それから人間構成の立場からいつても、世間の常識からいつても、今調停案と同様の仲裁裁定が出たであらうというのは、仮定の問題ではなくて、世間が納得をしておるところなんです。公労法もまたその方向を示唆して、政府が改正したものであります。ですから、全然仮定の問題ではないのであります。さういふ方向に對して世間が疑念を抱いておるのは、政府がその道をじやますのであるとみな考へておる。現にその証拠はあるのです。新聞が伝へておるのです。従つて、調停案と同じ仲裁裁定が出た場合に――出た場合じやない、出るといふのが大筋の話なんです。その仲裁裁定に對して政府は尊重すると、あなたも言ひ、それからほかの各大臣もみんな裁定は尊重すると言つておるけれども、そのときには調停案を政府が否認した理由を一擲して裁定に従う、さういふ氣持なのかと聞いておるのであります。

○池田国務大臣 裁定にはいろいろ理由をつけ説明がしてあると思ひます。それを見てから政府がきめるべきであつて、まだ裁定の出ないうちに、あるいは調停と同じことだとかいふうな前提のものにとやこう意見を言うのは、私は早過ぎると思ひます。

○横山委員 それでは一休何を根據に

の言い分は少し手前勝手かもしれないけれども、世間は少くともそう思っている。おまけに松浦さんがやると言って、十二日に申請をやっていたいな

い。そうして調停案を拒否した理由が問題であるといえますならば、政府はおさめがたきところではありましようけれども、この際いろんな問題を一擲してこの調停案を受諾するか、あるいは仲裁裁定がもし出たならば、それに従うという明確な態度をこの際示すことが春季闘争解決のかぎになると私は確信いたしております。

これをもって私の質問は終わります

が、最後に私の意見についてのあなたたちの御意見を承わっておきたいと思えます。

○池田国務大臣　裁定につきましての政府の措置について、ただいま公労法を流れる精神であり学者の意見である

ということを言われました。私も思い出します、今から五、六年前、ちょうどこの部屋で、その問題をお話しの今井君あるいは堀木君と議論いたしました。これは一部聞くとか聞かないとかいう問題が違法なりや適法なりやというので非常に議論をいたしたのでございます。しかしその結果におきまして、国会に一部履行の措置をとったことについてもございます。私は、この問題について今議論をしようとは思いません。お話しのように両方とも傷つくようなことがあってはいけない、両方とも立っているような格好にしなければならぬのであります。しかして千二百円というものがいいか悪いかという問題につきましては、今藤林さんのお話をとお読みにりましたが、中山さんの意見も今日出ているはずでございます。

式的な理屈であつて、所得税法の秘訣をお作りになるときは、この点の配慮もあつてしかるべきだと私は思います。何も一千万円の人の手取りを、五・九%もふやしてやる必要はないのじゃないか。それだけふやすほどぢや、むしろ百万円以下の手取りがも

とふえるように、その方の減税率をもっと高くするというやり方をするのが不可能ではないはずでございます。この点に対する大蔵大臣のお考えはいかがでございますか。

○池田国務大臣 私、手取りの問題は二の次、三の次であると考えます。これは従来の負担のいい悪いを論じておるのでございます。従来の負担がよいものだ、改正する要はないのだという前提には立てないと思います。従いまして、今までは、減税のときには税率その他控除の問題で主として下の方の減る割合を多くする、こういう考えで進んで、私はこれが本筋だと思えます。

○石村委員 手取りの増加とかなんといふことは第二、第三の問題だ、従来納めておる税金がいかに悪いが、その方が問題だとおっしゃいましたが、政府は大体今度の税率をお定めになつて、われわれに下さつた資料を見ますと、一つは昭和十五年の税率と比較して議論をされておるようになっています。十五年と比較して、また税率もおそろく配慮のうちの一つに入つて作られたのだと思ひます。五十万円の所得の者は、現行は昭和十五年に比べて三十六割、三倍以上上つておる。あるいは七十万円の者は昭和十五年に比べて四・四一倍高くなつておる。こういううに、昭和十五年と比較してお作りになつていらっしゃる。これで見ると、大体今度の税法というものは、昭和十五年と比較して——これが全部ではないでしょうが、税率をお作りになつた、こう判断せざるを得ないわけでございます。説明にもそうした趣旨のことがあつたと思ひますが、ところが五

百万円、千万円というところを上げて

いらつしやる。五百万円の者は、昭和十五年に比較すると二・一六倍、一千万円の者は約一・九倍、これだけ高くなつておるが、今度は五百万円の者は一・四三倍、一千万円は一・三五倍、こういうふうになつておる。こういうふうにお示しになつておるのですが、百万円までを下げるという趣旨なら、昭和十五年と比較して少くとも同じか、あるいは少しぐらい高くなつていいのじゃないか、何も百万円までにお供をさせて百万円以上の者をうんと下げていかなうてもいいのじゃないか、こう考えるわけですか。この手取り増加率を見て結論をつければ、政府は五十万から百万円までの人の税金を下げるといつて、実は五百万円、一千万円の高額所得者の減税を大きくねらつていらつしやつたのだ、百万円以下の人は方便に使われて、実際は高額所得者の減税を目的としておつたのだ、こういう結論も生まれてくると思ひます。この点に対するお考えを御説明願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 やはり所得税というものは、各階層で適正な負担が望ましいのでございませう。そうしてその累進税率は、やはりそこは常識的にやらなければなりません。従ひまして、住民税を入れますと、一千万円の人があるが、七割程度の負担になつておると思ひますが、七割程度の負担をするといふことはいかにもひどいのでございませう。高額所得者を目的のかたきにするのであります。各国のそれを見ましても、やはりなだらかな累進税率でいくことが理想であると思ひるのであり

ます。

昭和十五年を基準にとつたというのは、御通知の通り、昭和十五年には中央・地方を通じてある画期的な大規模改正をいたしまして、一応の税制がこれでいいということになつたので十五年をとつたと思ひますが、過去を振り返つてみる場合に、やはり十五年というのは一つの基準になりますので、そういうのを参考にしたいと思ひるのであります。

なお、貨幣価値の違い等があり、貨幣価値の違いが今度所得階級別にどういふふうに影響していくか、いろいろな厄介な問題もあると思ひますが、要は、やはり全体の所得納税者の負担を大所高所から見ても税率をきめることが必要であると思ひます。

○石村委員 高額所得者を目的のかたきにする必要はない、そういうことはよくないという御説明でございませうが、しかしこの税法をお出しになつたときは、五十万から百万円までの所得階層の税金が高過ぎるからこれを下げるというのが表看板でございませう。その表看板を今引つ込められて、一般的に高額所得者の税金は高いのだからこれも下げるというふうな御説明ですが、それじゃ、今まで審議した前提がくずれてくると思ひ、変わってくると思ひます。われわれはそういう事実になつて

んと下げるのだ、こういう御説明になつたと思ひます。これでは今までの審議というものは、ずいぶん前提の変わった形で出されておるということにならざるを得ないと思ひます。われわれはこういう事実を、そういう高所得者が非常に減税を受けておるということを追及してきた。あなたの方のおっしゃるのとは百万円以下だ、こうおっしゃつていらつしやるが、百万円以下でなしに、五百万円、一千万円一億、こういう人が大きく減税されておるというのがわれわれの質問の中心だつたわけですから、それを今になつて、いやそれを中心をやつたんだなんということは、どうも今までの審議は、新規まき直しにやりかえねばならないということにならざるを得ない。

○池田国務大臣 数の点から申しまして、また下げる率の点から申しまして、五十万、百万円の方の人が数が非常に多く相当下つておる、百万円をこえる人は一つも下げないと言つていないと思ひます。やはりその階層々に応じて減税案を作り、そうして減らす割合は下の方に重く、上の方に軽い、こういうことを説明しておると思ひます。今回の税制改正を五十万から百万円までの人を負けることのみを考えている、こういうことじゃないかと私は考えております。

○石村委員 五十万円の者が、今度は十五年に比較して一・七六倍という倍率になつておりますが、四十万円の者が十五年に比較すると一・四六倍に今の改正案ではなつておるのですが、せめて千万円くらいはこの程度にお納めになつてはどうか、千万円の方の倍率が低くなつておる。四十万円という

ものが非常に低額者だということはないまでもありません。これが昭和十五年に比較して一・四六倍に改正案はなつておる、一千万円の者は、昭和十五年に比較して一・三五倍、下りようがどうもひどいように思ひます。むしろ四十万の方の方が一千万の方の人よりも十五年に比較してよけい下るのが当然ではないか、こう考えるわけですか。政府案では千万円の方がよけい下つておる、これはおかしいことじゃないかと思ひますが、どうですか。

○池田国務大臣 これはそのときどきの状況によつて違ふのでございませう。先ほど私が触れましたように、貨幣価値の移動の点だけで各階層がずつと当てはまるべきものでもないののでございませう。そうしてまた十五年のときは、総体として大体基準になるというところであつて、これに全部右にならえというふうにも税率は盛りにくいものでございませう。ことにその後におきましてたびたび税制改正がございまして、私は単に十五年を参考に考える程度でございまして、この率がこのときはこうだつたから、こういうことは、私は直ちにこれに従うわけにいきません。全体を見て考えるべき問題だと思ひます。

○石村委員 なるほど昭和十五年と現在とは事情は違ふのでございませう。これは昭和十五年は一べんしじゃないのですから、また昭和十五年になつたつて無理でしょう。これは違ひにさまつておられます。しかし政府も、昭和十五年と比較して、物価の変動による修正をして比較表を出していらつしやる。全然同じにしろといったつて、これは実行不可能なことは私もよく承知

いたしております。だが、それなら昭和十五年に対する倍数を、四十万円の人よりも一千万円の人をよけい下げなければならぬのですか。事情変更の具体的理由、それをお示し願いたいと思います。いろいろ事情が變つてゐるのだといふことは一般的に言われますが、それならなぜ千万円の人を昭和十五年に比べて今度税金の倍数を低くきめたか、それが四十万円と比べたとき、それより千万円の者は税金を低くしなければならぬという積極的な理由は、はつきりしないと思うのです。いろいろ理由があつてと、こういうお話ですが、同時にいろいろ理由があつて、もつと下げるといふことも可能ではないか、四十万円の人をもつと減税するといふことも可能ではないかと思ひます。大蔵大臣も、まさか四十万円のものゝこの程度になれば、高額所得ではそう考へなくともいいというふうにお考へになつておるとは思ひません。

四十万円ぐらゐの所得層は、できるだけ税金を下げるというのには、おそらくどなたもお考へになつていらつしやると思ひます。積極的にそれができない理由、ただ事情はいろいろありますからというだけでは納得できないと思うのです。なぜ昭和十五年に比較して四十万円のものは一・四六倍、一千万円のものは一・三五倍というように低くなつたか、その積極的な事情を御説明願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 私、今回の税制改正案は、これで権衡がとれてゐると考へたのであります。過去の事例に一つはめて、各階級がどうだこうだといふ議論は、私は直ちに賛成ができないと思ふのであります。全体として今の負

担を考へ、そうしてこの程度ならけつこうじやないかと思ふのであります。○石村委員 そうすると、つまり昭和十五年は、あなたの理屈でいうと、これは高額者の税金が高過ぎた。それで今度は下げる、こういう理屈なんですか。昭和十五年の税額というものは、低額者の方が低過ぎておつて、高額者の負担が重過ぎたのだという御判断なんです。

○池田国務大臣 先ほども申し上げましたように、現行税法をいかに改正するかという場合において、私は低額所得者の減税の割合が、高額のものよりも多いといふことを主として考へたのであります。従来の税制改正では、十五年が一番大きかつたと思うのですが、それに比較してどうかと、あるいはその前の税制改正、馬場財政のときの昭和十二年に比べてどうかということまでは、私は考へる必要はないと思ひます。

○石村委員 それなら、なぜわれわれに昭和十五年のものと比較してどうかという資料をすつとお出しになつていらつしやるのですか。税制調査会も、対照はみな昭和十五年です。それなら、なぜそんなことをなさつたのですか。われわれにお示しになるのに、今までは昭和十五年度との対照において議論を進めていらつしやる。きょうになると、そんなものはどうでもいいのか、そんなものは考へなくてもいいのだ。われわれに考へさせるように資料を出しておいて考へなくてもいいなというのなら、どうして資料をお出しになつたのですか。考へなくてもいい資料はちやうだいしなくてもいい。われわれが要求したらお出しになつたが

いい。すべてこの資料は、みな昭和十五年が一つの対照の資料として出ておる。税制調査会も、また答申案その他報告なんか見ましても、昭和十五年がいづつも今度の改正をやる場合の一つの基準として考へられてゐる。それをきょうになつて大蔵大臣は、十五年のそういう過去がどうだなんて考へることではない、今だけで考へればいいのだというやうなことをおつしやつては話にならないですよ。どうですか。なぜ昭和十五年の比較表なんか、たくさん下さつたのですか。よけいなことをわれわれは考へさせられる。今まで作業をお進めになつたことと、今あなたのおつしやることは前提を全く變えておると言わざるを得ない。

○池田国務大臣 参考資料として御判断願ひたいといふつもりで出したのでございませう。従ひまして、十五年のときと、今と比べて四十万円と一千万円とがこうなつておるといふ御議論は、この資料から出てきたのでしやう。しこうして、そういうお考へに對しての私の考へ方は、十五年はそうなつておりましたしやう。しかし今の場合は、私はこういう氣持で税制改正案をいたしたのです。こうやつてゐるのであつて、今までの前提を全部くつがえすといふものではございませう。

○石村委員 そう言つてしまえば何のことだかわからなくなつてしまふ。この出してゐる提案がいいと考へてゐるから、お前はいいと判断しろ、こういうことになるわけですか。とにかく、おれはいいと考へておつたので出したんだ、こういうことになる、いい悪いのあなたの判断の基準、この実効税率をお作りになつた基準、どういふわけ

けでこういうところはこうなつていいんだといふやうなことを積極的に示していただかないと、われわれは判断ができませう。われわれはこの税率を作るについては、いろいろお互い人間のすることですから、前年度の税率と比較して考へる場合には、過去の税率と比較して考へる。絶えず比較のものを持つてこなければ、どういふ税率がいかといふことは、實際問題としては作れませう。単純に、昭和三十三年度は税率はこうだ、もう今までの行きがかりその他は全然考へずに、全く昭和三十三年といふものを抽象的に引っぱり出して、そうしてそれだけで税率を作るなどといふことは、實際問題としては不可能なはずでございませう。前年度の税金がどうだ、そして前年度の税金については、個々には負担が重過ぎるとか、あるいは輕過ぎるとか、いろいろ意見があつて、新しい税率を作つてこざるを得ませう。おそらく大蔵省は、そうやつていらつしやると思ふのですが、大蔵大臣の答弁では、過去のことは何ら顧慮することはしない。三十二年は三十二年で判断したのだ、その三十二年の判断は、どんなものが判断のもとだからともわからぬ。自分はいいいと思つてゐる、なぜいいと御判断なさつたか積極的な理由をさきり示してもらわないと困るわけでございます。とにかくいいんだといふのは説明になりませう。

○池田国務大臣 私はめくらめっぽうにこれがいゝといつておるのじやございませう。現行の各階級の負担割合と、今度改正いたします負担割合を比べまして、まず低所得者の方の軽減

の割合が多いようにしやう、こういう考へでいつておるのであります。そして今十五年との比較をとつたという大蔵当局の説明は、一応十五年が兩期的の税制改正でございませうから、それを比較してみたのでございませう。しかし昭和十五年の各階級の負担割合が絶対不變のものではない。しかもこの算出の仕方は、一應貨幣価値といふものが何倍になつてゐる——何倍といふのは語弊がございませうが、貨幣価値の異同がどういふふうになつてゐるかといふことを各階級にばんと当てはめてやつたので、先ほど申し上げておりますように、それよりも一歩もたがわれないようにしやうといふことは、これは私は時代の趨勢を見ない考へだと思ふのであります。現行の負担税率と改正法の税率とどうなるか、そして各階級の負担の状況がどうなるかといふなことを現行と今後を見てやつたもので、めくらめっぽうに、いいかげんにやつておるわけではございませう。

○石村委員 そうしますと、先ほど一千万円の方の手取り増加が地方税を含めれば五五%九もふえる。三千万円、四十万円の方の手取りはわずかしかならない。そういうことは、結局あなたの御判断でいくと、今まで一千万円の方が五十万円や四十万円の方よりも税金が高過ぎたのだから、これをうんと下げる結果、手取りが五五%九も上つても、それはやむを得ない、今までは一千万円の方が高過ぎたのだ、五十万円や四十万円、三千万円の方は今までの税金が実は安過ぎておるのだ、こういう理由なんですか。

○池田国務大臣 これは過去の税制改正をこらんなつてもわかると思ひま

すが、この手取りがどうかという
場合は、税制改正のあの累進税率の刻
み方によってよほど違ってくるのであ
ります。百万円の場合もありましょ
う、五百万円の場合もありましょ
う、あるいは一千万円の場合の方が手取り
の増加割合が多くなるということは、
累進税率の刻み方からくる当然の結果
と申しますか、ネセサリー・イブと
申しますか、その点がなかなかむずか
しい。だから、手取りの増加額をもつ
てやることは、そういう議論が起きま
すので、われわれ財政法、税制に関係
しておる人は、ほとんど使っておりま
せん。税制改正につきましては私も未熟
ではございますが、過去十数回やって
おります。そうしてまたこの税率の盛
りようにつきまして、アメリカのシャ
ープその他いろいろな各国の人と私は
議論したことがございます。今のよう
な話でやっておたら限がない。私は
累進税率の盛り方につきましては、
先ほど申し上げましたように、全体と
して低所得者に軽減割合を多くし、大
所得者に軽減割合を少くする、それが
本筋だと思っております。今度は、
この累進税率の使い方をやりますと、
あるいは千二百万円の方が手取りのふ
え方がもっと多くなる場合がある。ま
た盛り方によりまして、一千万円が二
百五十万円程度に落ちてくる場合もあ
る。そういうことをしておたら議論
が尽きません。そういうことをやって
おると、税率の盛り方で神経衰弱に
なってしまう。私は今までの過去の十
数回の軽減の場合、あるいは増税の場
合におきましては、おおむね今私がお
答えしたような方法でいっておるので
あります。これについて、いい悪いの

問題は常にあると思います。私は今ま
でこれやってきたのであります。ま
たそれが各国の税率の盛り方の基本を
なすものと考えます。

問題は常にあると思います。私は今ま
でこれやってきたのであります。ま
たそれが各国の税率の盛り方の基本を
なすものと考えます。

問題はあるか、その階層において非常
に高くなっているか、そこまで上げな
くともいいじゃないかという考え方
は、自然に生まれてくるはずでござい
ます。大蔵大臣は、税金をよけい納め
ておるんだから、減税すればそういう
層の手取りがふえるのは当たり前だ、こ
う言われるが、これは減税率を減えれ
ば、手取りはまた減ってきます。政府
の現在の改正案でも、一億のものは、
所得税だけではほとんど増加しており
ません。地方税を含めないで所得税だ
けを言くと、一億一千三百八十三万円
ですか、これが現行と一致する線でご
ざいます。もうその辺は、手取りは幾
らもふえておらぬ。減税率一本でいっ
ても、そういうことが起るわけであり
ます。無限に手取りというものは、高
額所得者になればなるほど上っていく
のではありません。一定の限度が自然
出てくる。最高限度をどこに抑えるか
というところは、政治的な配慮でなけれ
ばならないと思えます。そんなことは
各閣やしません、こうあなたはおつ
しゃいました、各閣はやらなくとも、
大蔵大臣池田さんは、そのくらい
のことは考えていたのだと思います。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

問題はあるか、その階層において非常
に高くなっているか、そこまで上げな
くともいいじゃないかという考え方
は、自然に生まれてくるはずでござい
ます。大蔵大臣は、税金をよけい納め
ておるんだから、減税すればそういう
層の手取りがふえるのは当たり前だ、こ
う言われるが、これは減税率を減えれ
ば、手取りはまた減ってきます。政府
の現在の改正案でも、一億のものは、
所得税だけではほとんど増加しており
ません。地方税を含めないで所得税だ
けを言くと、一億一千三百八十三万円
ですか、これが現行と一致する線でご
ざいます。もうその辺は、手取りは幾
らもふえておらぬ。減税率一本でいっ
ても、そういうことが起るわけであり
ます。無限に手取りというものは、高
額所得者になればなるほど上っていく
のではありません。一定の限度が自然
出てくる。最高限度をどこに抑えるか
というところは、政治的な配慮でなけれ
ばならないと思えます。そんなことは
各閣やしません、こうあなたはおつ
しゃいました、各閣はやらなくとも、
大蔵大臣池田さんは、そのくらい
のことは考えていたのだと思います。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

減り方と各方面から考えていけば、今
の税率の盛り方が一番いいんじゃない
か、こう私は考えております。

上千九百二十億円、大体この程度だと思っております。

○石村委員 その千九百二十億というのは、いつの判断なんですか。あの予算を出したときの判断ですか。私の聞いているのは、その予算を出したときの判断ではないに、その後日にちがたつとともに、三十二年の予想というものはかなり正確に立っているんじゃないかと思ひます。三月現在ではどのように推定されるか。

○池田国務大臣 他の政府委員から御説明したかと思ひますが、三十二年の自然増収の見込みは、三十二年の実績によつて計算いたしておるのであります。ただし間接税等におきましては、最近の状況も見ておきますと、ことに酒税の方におきましては、これはたゞいま作つております酒類その他ビール等を何しておるものでございしまするが、直接税関係については、おおよね三十二年の実績をつかまえて増加率を見ておるのであります。

○石村委員 千九百二十億というのは、そんなら三十二年に比較して三十二年度という意味ですか。

○池田国務大臣 直接税の方はそうでございします。それから間接税の方は、大体最近の状況を見込んでおります。技術的なことは主税局長より答弁させます。

○原政府委員 歳入見込みの技術的なことになりまして、私から補足して申し上げます。ただいま大臣が言われましたのは、三十二年の税収見積りのうち、所得税、法人税、この両税につきましては、三十年の課税実績というものがございします。これを基礎にして、法人は、三十年とも言い切れませ

んが、もう少しあとまで基礎にいたしておりますが、それをその後の生産、物価等の伸びによつて作つておる、従つてその間の三十一一年における所得税の実績がふえてくるという点は、一応考慮の余地はありますが、私どもの計算としては、三十年の生産物価に比べて、三十二年の生産、物価がどうか、その割合が幾ら伸びるかというところを以てしておるもので、三十二年の生産なり物価なりがたゞいま企画庁を中心に見込まれております線が動かぬ限り、その見込みが動かぬ。間接税につきましては最近までの月々の分を見て、この予算におきましては、予算を作る際における最近までの実績を見て、それから推定いたしております。その後若干の異同はあるかもしれませんが、そう大きな動きはないと思つております。

○春日委員 閣下、これはやはりすなわち、かつ科学的に答弁を願ひなければいかぬと思ふ。今の御答弁のようだと、三十年の実績によつて推算するのだから、その推算は、一たび推算したら動かぬものだ、こういうふうな御答弁になつておると思ふのです。が、実情はどうであるかと申しますと、必ずしもそういう場合に動いてないと思ふのです。たとえば昨年の八月ごろでありましたか、税制調査会に対して、三十二年の税の伸びがどのくらいあるか、こういうことで税制調査会の資料として大蔵省当局から御提出になつた三十二年の伸びは、たしか千億でありました。税制調査会は、千億の自然の伸びがある、これを基礎として各種の税制改革案を検討し、答申しておるわけです。その後三

カ月ばかりたちまして予算編成期になりますや、あなたの方は何を基礎にされましたか。さらにこれを検討されて、ただいま大臣御答弁のごとく、三十二年の税の自然増収千九百二十億、こういう場合で一〇〇%も三カ月のうちに変化が示されて参つたのであります。このことは、三十二年の実績を基礎とするならば、八月期における推算と、それから十一月、十二月における推算もこれは変わり得るはずがないのです。そういうわけでありまして、昨年の八月と十一月、十二月と違つたがごとく、十一月、十二月に推算した額というものとその後の実績というものは、本三月現在期においては相当違つておるべきだ。公正なる高木教授も、先般公述人としてその意見を特に、強調して述べられておりました。だから、その点をお伺いしておるのであります。それから、これは政治的な御答弁ではなく、やはり実情に即した、ありのままだというように自然増収が出るのであるかというところをお述べ願ひのないうと、これは少くとも一年たてばわかることですから、あまりでたらめに誤まつたことをここで御答弁になつて、われわれの判断を誤ましたしめるような材料を故意に御提供願ひというところは、私は困ると思ふ。ですから、そういう機械的な三十二年における決算の実績ということではなく、さらにいろいろな材料等を集められて、そうして実際の伸びはどの程度のものであるか、一年先にはわかることなんでしょうから、この際われわれに正確なる資料を与えていただいて、われわれの判断にあやまつところなからしめたいと思ふの

で、あらためて御答弁を願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 過去の自然増収に対する議論の点をずっと見ますと、水増しじゃないかと、いろいろ議論があつたのでございします。大蔵当局としては、できるだけ正確な見方をしたいと努力しておるのでございします。何分にも過去の実績から申しますと、日本の経済の上昇、好転は予想以上のものがあつたとあつたのでございします。昭和三十一年度の予算のときにも、私は、あのときは毎日出ておつたわけではありませんが、自然増収が多過ぎるではないかというような議論もあつたやうでございします。そこで、私今回の予算編成に当りまして、三十二年をどう見るかという問題につきまして、今主税局長が触れましたように、所得税、法人税の直接税につきましては、三十二年を基準にいたしまして、そうして伸びは経済企画庁のファクターによつてやつたのであります。そういうことが基本の建前になつております。しかし皆さん御承知の通り、所得税は累進税率を使つておりますので、俸給が全体で一割ふえた場合におきましては、給与所得の場合には二割も二割五分もふえる場合がある、上積みになつて参ります。その点がかかる計算がむずかしいのでございします。従つて三十二年を基準にいたしますが、各月々の源泉徴収の状況を基として、そうして経済企画庁の基本的資料を参考としながら、三十二年を基準としてその増加歩合を見ていくのであります。法人につきましても、三十二年の決定税額を基準といたします。が、その後における法人の決算状況も加

味するわけにございします。たとえば法人の利益率はこうだということで全体が出ますけれども、表面に出ております利益率と税務計算における利益率は、過去の実績によつて動くのであります。また会社の方で準備金その他の経理のいたし方によりまして、實際課税の分はかなり動くのでございします。税務当局といたしましては、三十二年を基準といたしまして、その後の決算の状況を、大きい会社については最近の分を参考に見る、こういうふうにしておるのであります。基準はあくまでも三十年を基準といたします。そして企画庁の伸び方を参考としてできるだけ實際に沿うように、個々についても事例を見て判断するのであります。また大きい税目の酒税その他の間接税におきましては、いろいろな統計を加味して最近の実情からやつていくのであります。何分にもこの税収は非常にむずかしいのでございまして、相当の見込みがありますが、なるべくかく見るといふうな行き方ではないと思ひます。私は主税局長並びに同僚のの様子を見て、あるいはまた毎月の入る状況を見まして、そうして税目別に、今言つたような過程をたどつて三十二年を一千九百二十億と見ておるのであります。

○春日委員 私が質問いたしましたのは、そういうような方式によつて推算された三十二年の税の伸びというものが、昨年の八月ごろ、すなわち税制調査会へ出された政府の資料は千億であつた。それが三、四カ月経過いたしましたれば、そういう方式によつて推算されて一千九百二十億になつた。そこで私がお伺いをいたしており、ま

た石村君が伺っておられるのですが、そういう方式によって本日たいた積算、推算されたならば一体それはどれくらいになるか、このことをお伺いしておるのであります。先般本委員会において公述人の意見の発表を願いましたときに、慶応大学の高木教授は、その後わが国の経済の発展は目をみはるものがある、あの人が現実的に専門的に、かつ学術的良心でいろいろ推算されたところによると、二千七百億円をはるかに上回る二千八百億円に至るのではないか、これは国政全般を通じて、それぞれの施策を論ずるに当たってきわめて重要な要素となることであるから、適当な機会に大蔵当局に責任ある答弁を求められることが必要であらう。こういうことを述べておられました。こういう質問に対して、ただいまの大臣の答弁は、結局三十年を基礎とし、その他の条件を云々してあるのだからという御答弁でございまして、これは予算編成期の清算というものから一歩も出ていない、動いていない。そういうことではなくて、その後会社の決算も繰々と出されておりますし、その他経済の動きも現実にいろいろの現象を示しております。そういう立場から、あなたの方は、あやまたさるころの三十二年の税の伸びを当然この機会に推算される義務もあるであらうし、やってやれないことはないと思います。そういう意味でわれわれは今質問しておるのでありますから、その後の経済の推移にかんがみて、ただいま推算をするならば、三十二年の伸びはどの程度見込み得るであらうか、そのことを一つお伺いをしたいと思ひます。

○池田国務大臣 昨年八月ごろの見込みと暮れの見込みとおもなる違いは、昨年の九月初の法人の決算が予想外によかったこととございまして。今も春日さんのおっしゃるような見込みを立てるとすれば、ちょうど今は悪いときでございまして、三月初の決算がどうなるかということが問題でございまして。租税収入の見方にピークをなすものは、三月、九月の決算と年末調整の問題でございまして。私は予算編成のときにも見ましたが、十二月の年末調整の結果がどう現われるか、一月の五、六日ぐらいがその見方の山であるのであります。今後の問題として、今までの状態では、私は見込みをやり直してもあまり変わりはないと思ひます。しかし三月決算が済んで五、六月ごろになりますと、大体様子がわかってくると思ひます。そして春季闘争の賃上げの問題も相当影響いたしまして、ただ思うに、本年の九月決算は、必ずしも今までのような上昇ぶりを見せないのではないかという考え方が多いようでありまして、これは本年の九月の問題であります。そういういたしますと、私は、今九百二十億円をそう変えるほどの材料は出てこないのじやないかと思ひます。慶応の高木さんがどういうふうな根拠でおっしゃったのか存じませんが、私は大体二千億程度が至当のものではないかと思ひます。

○春日委員 関連質問でありますから譲りますが、いずれにいたしまして、この問題は三月決算期を待って、それを五、六月ごろに集計すれば、わかることとありますし、少くとも一カ年後においては明確に現われて参ることを考えます。そこで学者たちが、いろいろな専門的な検討を加えて、具体的な資料の上に立つての判断によれば、先日ここで公述をいたしました通り、政府が提示しております伸びよりもさらに四〇％上回る伸びがある、この言うておるにも、かわらず、大臣は、故意にそれを上回る何ものも発見いたしたいという御答弁でございまして。このことは、事実によって証明されるのであります。そのとき、特に故意に過小評価されることによつてわれわれに誤った資料と誤った判断をしいたということになります。これは当然あなた政治的責任をそのときに問うことにいたします。そういうわけでありまして、五月になればわかることです。一年たてばわかることとあります。八百億というふうな財源がここにあるにかかわらず、ないないといつて抗弁されることは、政治的に重大な意義を含んでおると思うのであります。なおよく検討されることを望みますが、いずれそういうふうな積算が具体的に現われるのを待って、再度私は大臣に責任を問うことにいたします。

○石村委員 あと二、三ポイントお尋ねしますが、今度の所得税の改正で現在問題になっているのは、例の六十一條の名義貸しの問題でございまして。この点につきましては原主税局長からもある程度お伺いしましたが、この名義貸しの報告限度を、いろいろのことを命令で定めるといふことになっておりますが、大蔵大臣として、これに報告限度をお定めになるお気持があるかどうか。たとえば五千円以上報告しろとか、千円以上報告しろとか、そういう金額の限度ですね、それとも、そういう限度は置かない御方針であるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 名義貸しの株に對しまして、六十一條で報告を命ずることに相なっております。従ひまして、その報告をする場合に、細大漏らさずするか、あるいはある程度の限度を設けるかといふことになりまして、これはやはりある程度の限度を設けなければならぬと思ひます。それを幾らにするかといふことは、この前もどこかであれしましたが、どれだけの名義貸しがあるか、まだ十分調査しておりません。実際上調査の上、どの程度にしたら負担の公平を期し、また経済界に急激な変動を与えないか、この点は事務当局で十分検討して、そうして私のところへ持つてくると思ひます。が、今までのような状態ではいけませんので、これを徐々に直していききたいということが私の念願であります。

○石村委員 大蔵大臣は何もかも漸進主義で、すべてを徐々にやるといふことですが、ほかのことは徐々にいいで、脱税をやっていることなどは、事実上脱税をやっていることなんです。脱税の捕捉を徐々にやっていると、こののはおかしい話だと思ひます。しかも、これは低額所得者のわずかな所得を捕捉するという問題ではございませぬ。名義貸しをするような者は、非常にたくさん配当を受けるような連中が、名義貸しをして総合課税をされないう方が税金が少なくて済む、脱税ができるといふ考えでやっていると、これは、何年間年賦で過去の分を納めさせるといふならばわかるが、大口の脱税をやっているやつを徐々に押えていこうというのとは、どうも受け取りかねるのです。その徐々を改めていただきたいと思ひますが、限度をお置きの理由はどこにあるのですか。

○池田国務大臣 今でも配当所得につきましては、あまり小さいものは多分報告義務を免除しておるのじやないかと思ひます。これは昔からあつた制度でございまして。しかし、やはり微税の手数その他の点から適当にきめられなければならぬ問題と思ひます。

名義貸しの点につきましても、小株主で、いろいろ手数だから、証券会社にまかしておいてやつていこうというのの中にはございまして、いろいろな事情を調べまして、適当な方法で処理していききたいと思ひます。

の配当の報告義務を免除しているのは、零細所得者の所得をほくらないという意味ではなくて、事業会社がそんな五株、七株というような、わずかな株主の所得を一々報告するのは非常に手続がめんどうだということからやっておるのだと思うのです。ところが証券会社で、今度の名義貸しの一万円だろろうが二万円だろろうが、そんなのはあまり多くないと私は思いますが、決して手続がそのために煩瑣になるというのではないはずでございます。証券会社は一つの業務としてやって、手数料を同時に受けておる。普通の事業会社が零細な株主に配当して、そうして日ごろいろいろな手続のめんどうがある上に、税務署へそんなものまで報告しなければならぬというのは、そういう事業会社の関係では、確かに手続が煩瑣で気の毒だということがあるであらうが、証券会社の今度の名義貸しの関係については、そんなことは全然ないはずでございます。主税局長のお話を聞くと、名義貸しの場合には数銘柄がある、十銘柄、二十銘柄とあるかもしれませんが、そんなこともあから考えなければならぬということですが、対象とする一万円の配当の報告義務と、今度の名義貸しの報告義務とは性質が全く違うものだということ、大蔵大臣はお考え願いたいと思えますが、この点いかがお考えでしょう。

あるから、結局政令ですぐにきまるようになっております。これを削除するというにすると、また報告様式とかなんとかいうことも起つてきて、割除できないかもしれないが、かりに限度を置くとしても、どこに置くかというところは、この名義貸しの問題は脱税の捕捉を骨抜きにするかしないかという大へん大きな問題になってくると思います。世間は、すでにこの問題では疑惑の目を持っております。悪くすると、これはまた造船税の二の舞をするのじゃないか、このように見ておる。新聞に伝えられるところでは、この名義貸しは三百億に達するとか五百億に達するとか、いろいろ取りざたしておりますが、そうした高額のものが現在税金をのがれておる。これを捕捉しようというのに、限度を五十万円に置くとか二十万円に置くとかいうことにすると、証券会社を二社、三社とまとがって利用すれば、二十万円にしても、五社に関係してやれば百万円になります。全く脱税を抑えようというわけには骨抜きにされてくるおそれがあると思えます。そこで、かりにその事柄を含めて命令に譲るとしても、重要な問題ですから、国会の大蔵委員会の審議の対象にさせていただきたいと思えますが、この点のお考え、審議の対象になさる腹があるかどうか。命令で定めるという法律、これはかりに通るかもしれませんが。通れば四月から実施されるわけですが、そのときに、もう法律で委任してくれたのだから勝手にきめて一向かまわないという態度をおとりになるのか、それとも国会は五月の十日ですから、そのころまであるわけですから、国会の審議に付すという

お考えがあるかどうか、御答弁願います。

○池田国務大臣 実情をよく調査いたしまして、なるべく早く結論を出していただきたいと考えております。従いまして、その結論が出まして、国会開会中なら、もちろん御相談を申し上げたいと思ひます。

○石村委員 いま一つ重要財産の免税が、これは従来もそうですが、やはり命令によって定められることになっておりますが、この点もあわせてお願いしたいと思ひます。

それからいま一つ大蔵大臣にお尋ねしますが、現在の法人税法の固定資産関係の償却関係ですね。耐用年数が何年とかなんとかいうことで、償却が認められておるのですが、あの耐用年数をきめたのは相当古くて、現在の工業界なんかの伸展には時期おくれになっておる面が相当あるのではないかと。特に中小企業関係は、この間これによる免税と申しますか、税金の軽減と申しますか、当然のことかもしれませんが、そういうことが大きく影響を受けると思ひますが、これを再検討して、早くおやりになる御意思があるかないか。とかく租税特別措置法関係のあの分だけでやっていらっしゃるようですが、あれでは時代おくれのあの耐用年数によって困つておる一般の中小企業、その他の関係は救われなと思ひます。たとえば租税特別措置法によらずに、今後法人税法のあの分の関係の政令を改められる御意思がないかどうか、お尋ねいたします。

○池田国務大臣 耐用年数の問題は、昭和二十六、七年に全面的に検討したのではないかと申します。この問題は、常に大蔵省としても検討している問題でございます。実情に沿うようにかえていきたいと思ひます。

○石村委員 この問題は、租税特別措置法の方にあまり熱心にならずに、根本法の方に熱心になつていただくように要望しておきます。

それから最後に、これは主税局長に後学のためにお尋ねしておきますが、ここにある実効税率表で昭和十五年分というのをあげております。これは、大蔵省の資料によつて書いた図でございますが、昭和十五年は、法人関係の分は、法人実在説によつて十五年分の税金はとられておつたのではないかと申すのですが、そうでございませうか。

○原政府委員 実在説、擬制説と申しまして、その時分のは、今でそういう名前をつけて呼ばばやはり中間にあった時代であります。ずっと昔は、配当所得は法人の方でかけて、個人の配当にはかけないという時代がありました。それがだんだん配当については何割かける、始めはたしか四割かけるというところから始まったと思ひます。そのかける割合がだんだんふえていつて、最後に何割引きというのになつたのは、たしか昭和十九年だったと思ひます。ですから、昭和十五年にはまだ何割引き——何割と申しておりますのは、今のうちに税額で幾ら控除するといふのではなくて、配当所得について何割引いてかける、所得控除ですね、おそろく二割かそこら引いて——だいたふ金額に近くなつて、十五年は九〇%かけるということになつてきておつたのでございませう。

○石村委員 そうすると、この間大蔵大臣も、五千万円を問題にしたら、いや五千万円は事實は配当所得の分が入つておつて、配当控除関係で高くなるのだという御説明があつたわけですが、この昭和十五年の分は大体実在説によつておる。こうしますと、今度の改正案の実効税率があるのですが、千万円程度になると、ほぼ十五年と同様な線に、千万円について配当が幾らというの、五百万円と見ると、七百万円と見るかいろいろあるでしょうが、政府の資料で見ると、千万円の場合なら三割と七割というのです。それは上も含めてですから、千万円だけをとりえれば、五割・五割で五百万円ずつくらいになるのではないかと申すのですが、今度の改正案は、ほぼ十五年分と同じ条件に置いて考える一致してくるのではないかと。つまり改正の実効税率の千万円が四〇%のところになつておりますが、これは事實配当が相当あるということになるかと。今度は二割控除によつてその税額は下ります。従つて実効税率というものは四〇%が下るわけですね。下つたところが完全に十五年の三〇%でもないでしょうが、三二%が三〇%くらいに下るのではないかと、こういう気がするのですが、これはまあ計算していらっしゃらなければ、あとでお教え願ひええつけようです。

○池田国務大臣 昭和十五年のときは、実は私が主になつてやつたのですが、あのときは、個人に対しての配当は全額課税だつたと思ひます。昔話で何ですが、思い起しますが、夜中の二時ごろ、源泉一割をとうとうという案が出まして、夜通しで苦勞したことがございませうが、多分源泉で一割とるとい

うことは、そのときできたと思ひます。発案者は、私は覚えておりますが、小笠原三九郎さんです。そして源泉で一個とあることにしたのでございませうが、法人、個人の関係では、あのころはたとえバコッセルン、持株会社、これが非常な負担になっておった。孫会社からの配当を子会社がもらえば、それは全額課税になりませう。そして子会社は親会社からもらえば、また全額課税で相当の税金を納めておったのでございませうから、一千万円もある人のほんとうの負担、擬制説とか、あるいは実在説とかいうことを加味したところのほんとうの負担は、なかなか困難です。今親会社と孫会社とひ孫会社は、その間何もつておりませうから、そういう点から考えますと、なかなかあなたのような負担の問題は非常にむずかしくなつてくると思ひます。ちよつと思ひ出しましたので、御参考におし上げておきます。

○石村委員 実は、私も十五年は全部とつておつたということを物の本で読んで知つておつたのですが、原さんが割引きとか何とかおつしやつたものですから、あるいはそうかも知れぬ、私の読んだ本が間違つておるかも知れぬと思つて伺つたのですが、大蔵大臣がそれを御訂正下さつて、まことにありがとうございます。

○山本委員長 續いて平岡忠次郎君、○平岡委員 私は、主として租税特別措置法案につきましてお伺ひいたしましたと思ひます。本会議でも質問申し上げ、御回答を賜つたのですが、的が相当はずれておつたと思ひますので、この機会にかいつまみまして、要点だけお伺ひしたいと思ひます。

まず御質問申し上げる前に、私は現在の租税自体が非常に重い、これが輕ければ租税特別措置の余地がある、こういう点を少し掘り下げて考えていただきたいと思ひます。たとえばコップの中に水を入れまして、それに塩を加えていきます。ある程度の塩は、飽和点に達するまでは溶けますが、そのあとは沈殿します。それと同様に、税金も飽和点以上だと、溶解され切れずに沈殿を生ずると思ひます。これが労働界においてはストライキとなつて現われ、なおまた中小企業に於いては、自衛上の脱税となつて現われます。ストライキと脱税の現象面だけをとりえてこれを論難したり、あるいはお知らせをぶつかけたりすることでは、問題の解決にならぬ、こういう認識に私も立てておるのであります。そこで、この結果を余さず溶かすためには、コップの中の水を増すか、あるいは塩の分量を減らすか、この二つに尽きると思ひます。まず水を増す方の課税は、大蔵委員会の課題ではないようです。要するに不当に飽和点以上についておるこの塩の分量を減らすということ、しかもその塩の絶対量がどうしてもどこかのコップに入ればならぬというのなら、飽和点に達してないところのコップに注ぎ込む、こういうことが私の委員に課せられた重大な任務であらう、かように考えます。では、現在の租税負担がどれほど重いかということの目安としまして、十五年に基準をとるか、あるいはシャッブのように昭和九、十、十一の三年の平均をとるか、いろいろ議論がありましようが、私は昭和十五年は準戦時体制として、もう大

衆収奪が始まつた、こういうふうに出ておられますので、やはりシャッブがとつた昭和十年を一応基準にしまして、現在日本の国民の一人当りの税負担がどんな具合になつておるかにつきまして、一応数字を示してみたいのであります。昭和十年の国税・地方税を含めての国民一人当りの租税負担額は、当時の金で二十七円です。従いまして、現在の金の値打で八千四百円になると思ひます。ところが三十二年度の見込みにおきましては、一万七千八百七十七円が国民一人当りの租税負担になることを、あなたの方、大蔵省の資料が示しております。まさに税負担は二倍以上に達しております。ここに飽和点を突破する結果の問題が生じておる、こういうふうには私は思ひます。この昭和十年度との比較論にもし異論があるとしても、実はこの前の予算委員会に井藤半弥教授が指摘している数字がございませう。これはいわゆるエンゲル指数が正しいとか、そのことよりなお一そう正確を期するためには、次の方法があるということを描いております。それはどういふのか、分母の方は国民所得から食費を引く、これは食わなければ死んでしまうのですから、食費の全体を国民所得から引き去つて、その額を分母として租税の額を割るのです。これで見ますと、昭和十年におきまして一九%のものが、三十二年の見込みにおいて三四%になります。ところが、租税の総額を例の予算における国民所得で割りますと、それは十四対十九なんです。ですから、前者の数字でいきますと八割増でありますが、後者では三割六分、

ですから井藤教授の指摘する正しいとされる比較からは、十九から三十四に上りました八割増が正しい、いづれにしても、大ざっぱに言ひまして、やはり日本の戦前の平和時における水準から見まして、現在の税金が倍になつておる、こういうふうに見えると思ひます。これは非常に大ざっぱな議論ですが、ですから、そうしたぎりぎりの重課を課せられておるときに、租税特別措置の特定層に対する免税というものがどういふ意味を持つたかということに對しまして、われわれは深い関心を抱かざるを得ないのです。これはもちろん経済政策とか、あるいは産業政策が租税の制度によつてカバーされる、こういうことの必要も私はいかに否定はいたしません。しかし、日本の経済がいよいよ神武景氣を謳歌するまでに成長してきたのですから、この三十二年の税制改正におきましては、せめてこの租税特別措置の問題を根本的に改正してはしなかつた、これは、単に私どもばかりでなしに、国民の念願であつたと思ひます。ところがふたをあけてみると、これは看板とは大違ひだ、こういうことにならうと思ひます。私は非常にこれを残念に考へております。

そこで、まず具体的に質問に入りまして、現在の租税特別措置法による三十二年度の免税総額は、千五百一億円で出されております。これには私自身異論がありますが、一応政府の出された通り、千五百一億円でいたします。これは法人関係のものと個人関係の二つのカテゴリーに分れると思ひます。が、ひつくるめて千五百一億、これが特定層にどのように恩恵となつて現わ

れておるか、このことについて私は指摘申し上げたいのです。現在法人の数は四十万ございまして、一億円以上のものが、三十年現在で千二百四十一社、つまり〇・三%です。ところでこの〇・三%の小さなグループが、千五百一億のうち六〇%以上を壟断しております。こういう事態は、社会人心の上に悪影響を与える。これは、あまり知らぬから人は文句を言わないかもしれないけれども、とても不公平な平であります。もともと特別措置ですから、不公平にできておるかもしれませうが、これは異常でございませう。それから個人の関係の最も典型的な例は、配当所得の特例であります。配当所得は、法人経理の段階で一〇%の源泉課税をされておるという理由をもつて、課税総所得を計算する際に三〇%の税額控除を現在までなしてきたために、配当だけで食つておる人は、現行法で百二十二万円までが非課税だ。それで世の指弾を浴びてきたのです。今度その税額控除を三〇%から二〇%に引き下げたので、だいぶ進歩したなと思つてよく検討してみますと、あにはからんや、これは所得税における高額所得層に対する累進税率の鈍化によることですが、結論的には百四十九万円までがぬけぬけと非課税となつておるのです。片や勤労所得者は、今回の改正税法をもつても、例の標準家族において二十七万円を出れば課税されます。不労所得の配当所得者は、百四十九万円まではびた一文も税金がかからぬということ。税制度におけるこの極端な不公平に對して、大蔵大臣はどう御説明をなさるうと思ひますか。まずその一点をお伺ひし

ておるか、このことについて私は指摘申し上げたいのです。現在法人の数は四十万ございまして、一億円以上のものが、三十年現在で千二百四十一社、つまり〇・三%です。ところでこの〇・三%の小さなグループが、千五百一億のうち六〇%以上を壟断しております。こういう事態は、社会人心の上に悪影響を与える。これは、あまり知らぬから人は文句を言わないかもしれないけれども、とても不公平な平であります。もともと特別措置ですから、不公平にできておるかもしれませうが、これは異常でございませう。それから個人の関係の最も典型的な例は、配当所得の特例であります。配当所得は、法人経理の段階で一〇%の源泉課税をされておるという理由をもつて、課税総所得を計算する際に三〇%の税額控除を現在までなしてきたために、配当だけで食つておる人は、現行法で百二十二万円までが非課税だ。それで世の指弾を浴びてきたのです。今度その税額控除を三〇%から二〇%に引き下げたので、だいぶ進歩したなと思つてよく検討してみますと、あにはからんや、これは所得税における高額所得層に対する累進税率の鈍化によることですが、結論的には百四十九万円までがぬけぬけと非課税となつておるのです。片や勤労所得者は、今回の改正税法をもつても、例の標準家族において二十七万円を出れば課税されます。不労所得の配当所得者は、百四十九万円まではびた一文も税金がかからぬということ。税制度におけるこの極端な不公平に對して、大蔵大臣はどう御説明をなさるうと思ひますか。まずその一点をお伺ひし

ます。

○池田田務大臣 今、法人四十万のうちで一億円以上のものが〇・三〇という実態になっております。これは、最近十数年間の状況でございます。今から十五、六年くらい前までは、七千万くらいしかなかったのでございますが、個人納税者がずっと法人成りになってしまったので、数で言うとお驚きになりました。ところが、実際の問題としては、私はそう大した変革ではないと思えます。それから、個人の所得なんかでも、昔のことを申しますと、昭和五、六年から十年くらいは、所得税と法人税は一緒になっておりましたが、個人所得税の大体一割というものは三井、三菱で納めておった。それが非常に民主化されて、今ではそういうふうな事例はございません。最高納税者が一億円の程度であります。この変革は、その御心配のような状態ではなく、ただ個人所得税が非常に変わったというところでございます。従って、特別措置法によります軽減免除の問題は、お話し通りに、われわれもこの段階になってきたら相当整理しなければいかぬ、今までの悪いことを申しますか、一旦認めたら、これをやめるときを考えなかつた、そういう考え方はよくないからというので、大蔵省としては、今度かなりきつていったわけです。しかし、実際問題になりますと、役所には助長行政の役所が相当ありまして、臨時税制調査会の答申通りにはいかなかったけれども、われわれとしては、その方針で相当がんばってきたわけでありまして、今後とも申しましたように、これを合理化して、だんだん少くしていくという線は変りはございません。や

りつぱなしにしない、常に検討を加えていって、負担の公平の理想に向つて進まなければならぬ。しかしそれではふやさないかという、今度は一定期間重要産業でめんどろをみなければならぬものが出てくるかもしれないが、方針としては、今申しましたような方針であります。

次に、配当所得に対する個人の所得でございます。私も実は十分気がついておりました。臨時税制調査会の答申を見まして、これではいかぬぞというので、調査会の答申よりも五％下げたわけでありまして、このことは問題となつております。法人擬制説をとるかとならぬかという問題であります。私は税制調査会の答申を五％減らす場合におきまして、各国の事例を調べてみましたが、やはり控除を相当やっております。イギリスなんか相当やっております。しかし、これは法人関係等も考え合わせなければならぬが、徐々

にこれは改めていきたいという気持を持っていてあります。しかし、これが直ちに法人擬制説を排除するということとまでいけるかどうかという問題は、これは産業政策上重要な問題でございますから、少くとも私といたしましては、この問題について将来十分考慮しなければならぬという気持は持っているものであります。

税率が急に緩和せられましたので、百二十万円の百四十万万円になったという過渡期の問題でございますが、われわれの趣旨をいたしましては、平岡さんにも御了解がいただけるのではないかと思います。従来から配当所得に対する課税は、ちょうど預金利子に対する課税と同じでありまして、こと

に配当の方は、税率の点がなかなか問題でございますので、産業界に及ぼす影響等万般の問題、もちろん税を主として考えますが、そればかりではないので、こういう制度は徐々にやっていかなければならぬ問題だと思ひます。

○平岡委員 結局、法人擬制説をめぐ

る問題で、源泉徴収を一〇％しておるから、そういう理屈がつくのですから、いつそのこと源泉徴収をやめたらどうでしょうか。そして税額控除三〇％もやめればすっきりすると思う。そういうふうに変更をお考えはありませんか。

○池田田務大臣 そういたしますと、法人実在説になつてくるのであります。控除を全然やめますと、実在説になつて参ります。しかしそういうふうにするのが、今の払い込み資本の増加等、産業の基盤拡大にいかぬかというところは研究すべき問題だと思ひます。

○平岡委員 その問題から、直ちに法人実在説にはならぬと思うのです。法人で源泉徴収せずに、そのまま個人の配当として百パーセント帰属させたらそれでいいんじゃないですか。一つも実在説に關係がないと思うのですが、いかがですか。

○池田田務大臣 あなたのおっしゃるのは、配当を全部個人に総合するといふ考え方でございますか。

○平岡委員 そうです。

○池田田務大臣 それなら法人は擬制的なものであつて、法人税を納めてい

るに納めているのだ、こういうのが法人擬説であります。そこで今度は、全部課税することになると、法人でも取られ、個人でも取られる、こういうことになったら産業の進歩に困るんじゃないか、こういう議論が昔からございまして、大正八年までは配当には課税しなかつた。こういう沿革を持つのでございまして、源泉徴収をやめ、控除もすくやめようというところになります。それは株式界に及ぼす影響が非常に大きくなりますし、また新規の払い込みその他についてもいろんな支障があるのであります。

○平岡委員 そうしたら、その問題は一応預かりにいたしました、次にいたします。

御承知の通りこの減額、いわゆる特免措置をやめまして初年度に増徴されるものが、二百億円と予定されております。この二百億円をよく検討してみますと、概算所得控除がそのうちで四割、七十九億を占めておるのです。概算所得の恩恵こそ、農家とか商店、それから社会保険診療関係からはずした人た

ちをカバーする、そういう措置であつたはずであります。それを一番弱い層から七十九億円取り返してやる。このことにつきまして、どういうように大蔵大臣は考えておいでしようか。

○池田田務大臣 いろいろ議論はあると思いますが、私は概算所得控除の制度は、行く行くはやめなかならぬ、みんなが健康保険その他に入るといふことになれば、これはやめてしかるべきだ、そうした場合に、今回のような減税、所得税あるいは事業税の免税のときがやはり一番やめやすいのだ、こ

ういう考えのもとに――そして実際に

おいて、だんだん健康保険に入つてこられる人もおありのようでございます。そして税制調査会の議論も、これはやめろというふうなお話もありましたので、やめることにきめたのでござい

ます。税の実際の理論からいけば、お医者さんの場合も農家の所得の場合も、事務当局としては強く主張したのでござい

ます。しかし私は、これは政治的にいまして残すべきものではないかというので、これは保存することにいたしましたのであります。そのかね合いが私なかなか苦心したところであり

ます。幸いお医者さんの方と農家の方は、満場一致存続することに結果において参りました。概算控除につきま

しては、私は将来を見まして、皆保険のことを予想いたしましたので、この際取りやめることにいたしましたのであります。

○平岡委員 今あなた非常にいいことをおっしゃつたのです。社会保険診療が全国民に普及した暁、これをはずした方がいい、そういうふうに私お聞きしたので

です。そうすると、これはもう反対せられた、こういうようなあれで、それならますますいいわい、こういうことになったのでございます。(笑聲)

からこうやったとかというあれじゃないのでございませう。私はそのときには、政府の要路者じゃございませんでした。政調会長や幹事長をしておるときじゃございませうが、いろいろ相談は受けたのでございませう。これはなかなか問題だ、なかなかいい面もあるし、まためんどうな面もある、こういうので、やはり主税局出身の連中で議論が分れたのであります。私はいづれとも結論を出しません。そうして今度悩んだ問題は、先ほど申し上げました、概算控除とお医者さんあるいは農業所得の方、これは理論から言えば、

今、健康保険と申しましようか、社会保険が国民の全般に及ぶように、政府は予算の面でも調査費として一つ芽を出してやるような状況ですから、そのときから、これを置くというような点で、再考の余地はないかどうか、これをお伺いいたします。

もう一点、あなたは、社会保険診療報酬は、政策単価を低位に押しつけているために、税法上カバリーをする、同様のケースがお米の問題です。こういう点で、この改正を与党において、政府において審議されておるときに残したとおっしゃる。もしそうでしたら、やはり政策単価、いわゆる一点単価が低位に定まっておるために、お医者の方々に迷惑をかけておる、そこでこれを税法上でカバリーしてやるという立法の趣旨であったはずでございませうから、それで関連のある柔道整復師、はり、きゅう、これの社会保険診療報酬の分もやはり同一に処置しなければならぬと私は考へておるのです。その金額はおそらく一億か二億くらいのわずかなものでありますから、そうした大蔵大臣のお考えでしたら、やはり筋を通しまして、租税特別措置法は原則として全面的に廃止すべしという建前を私はとっていますけれども、現実の事態において、今申し上げました点を御考慮なさる意思があるかどうかあわせてお尋ねいたします。

過ぎてましたので、この程度にとどめます。

○山本委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は、従来本委員会が懸案として論じられておりました、なおかつ問題が解決をしております。一つ、二つの問題について、われわれの見解を述べて大臣の所見を伺いたいと存するわけであります。

それは第一番に、零細事業者の事業所得に対して、何らかの特別の損金算入の措置を講ずるの必要をお認めにならないか、問題はこれについてであります。現在の所得は、大体資産所得と事業所得と、それから給与所得と、大まかに分けて三つに分けられると思ひますが、なかなか給与所得者については、そういう所得を得るに必要なる経費をいたしまして、基礎控除があるわけでありませう。ところが事業の中には、大まかに大別して、資本性企業と勤労性企業と二つがあると思ひます。資本性企業は、やはりその資本の額が比較的に大きいのであります。その資本によって生産設備を調達し、それから生産に必要なところの従業員並びにその経営者、管理者、こういうものもこれが資本によって大体調達し得る。その所得が発生するのは、その資本の貢献に待つ比重が比較的大きい。ところが零細事業所得者は、その資本の額が小さいので、資本だけではわずかに店舗とか小さな工場とかは調達し得るけれども、しかしその事業から所得を生むには、その経営者みずからの労働力が貢献することなくしては、所得が発生してこない。そういう意味で、同じ事業所得の中でも、零

めております。よほど医療に關係はございませうけれども、一点単価の問題もございませう。またお金を払う場合においてもあの制度によっておりませんのので、そしてまた所得率もかなり違ひますので、私はこれはごめんこうむりたいという気持を持っております。

○平岡委員 柔道整復師などでも、やはりその単価を押しつけられておりますし、社会保険診療の対象になっております。しかも現在のお医者さんの一点単価は、都市において十二円五十銭、地方において十一円五十銭でございませう。ところが柔道整復師などは、その前に定められた単価のまま据え置かれておるのです。十円と九円ですから、被害はそっちの方が大きいのです。ですから、今の十二円五十銭、十一円五十銭に見合う課税所得が二八%だとされておるならば、柔道整復師の場合はそれより低くなければならぬのです。ですから、こまかいことは申さずに、せめてお医者と同様な特例をこの際やっていた方がよろしいと思ひます。それによる減収もごくわずかのようには思ひますので、ぜひともこの際御再考をお願いいたします。

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

○池田国務大臣 社会党さんがどうだ

○平岡委員 概算控除を社会党がその当時反対したといわんよりは、勤労者の関係の社会保険診療の中の恩恵の率が平均三・三%、そこで五%です。それから、その均衡論で横山君がついただけの話です。それですから、七十九億をいきなりふった切らずに、やはり、

○池田国務大臣 初めの概算所得控除の問題は、一応原案通りで御審議願つて御通過いただければけっこうだと思つております。

次に、はり、きゅうの問題であります。これは健康保険の方に単価もき

○池田国務大臣 あんまりのことではありませんが、今のお話のような点はよく研究いたしまして、事務的なものでございませうから、それをまず固めてから御返事したいと思ひますが、私は、今の御医者さん、歯医者さんとはよほど違つておるのじゃないかという気持を持っておるのでございます。しかしいづれにいたしましても、調査して御返事したいと思ひます。

二五

細所得については、勤労所得が現実の問題として相当部分にわたって加味されておる。その度合いというものは、所得が零細なれば零細なるほど、勤労所得が多く、それはだんだんと高くなるに従つてその率は少くなる、こういうたぐいのものであらうと考えるわけでありませう。こういう主張の上に立ちまして、私たちは今まで本委員会において、零細業者の事業所得、零細所得のうち一定部分を、これは明らかに勤労の成果であるから、そのためにはそれそれ別個の経費を伴うておるであらうから、その経費をやはり損金として非課税の措置を講ずる必要があるであらう、こういう立場に立つて論議を進めて参りました。勤労所得者に対しては、今百分の二十というものが控除されておりますが、零細事業所得者に対しては何らそういう控除がされておりません。このことは、事業所得というものが、国税とは別に、県税として事業税が附加される立場において、特別の意義を持つものであります。こういう意味でありますから、大臣にお伺いをいたしましたのは、現実には、たとえばとうふ屋さんのようなものであるならば、とうふ屋さんは朝早く起きて、とうふの豆をひいて、できたとうふを早く売り出しにいかねばならぬ、冬ならば寒いから、暖かいものの一ぱいも飲んでいかねばなるまいし、かぜを引かぬようにそれだけどてらの一つも余分にまとうていかなければならぬ。要するに零細所得に対しては、それだけの所得を得るための必要な経費が伴つておるので、夜ふけの働きをする人々については、やはり夜食の一つも食べなければならぬ。そういう工合

では、現実にはその費用を伴うておるのだから、こういう人々に対しては、この際事業所得を一律にこれを見ないで、その事業所得のうち勤労性事業の所得に対しては特別勤労控除、すなわちその所得を生むに必要な経費というものが現実にあるのだから、その経費を損金として見てやるための制度を新しく設けるの意思はないか、この問題について一つ大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○池田田務大臣 事業所得につきましては、やはりその所得を生むに必要な経費は見えておるはずでございます。お話しのように寒いから何とかいふ分は必要な経費に入るかどうかは存じませんが、一応必要な経費として見ておるはずでございます。しかしその問題は第二として、春日さんのお気持は、やはり所得の種類によつて損税方が違ふのではないか、大ききによつて損税方が違ふと同時に、種類によつて損税方が違ふのじゃないか、こういうふうな気が持っております。まあそういう考えしにずれても、まあそういう考え方で、昔は分類所得税というもので、勤労所得と事業所得と資産所得とは税率を分けておつた時代もありました。しかし最近におきましては、どういふ仕事であらうか、百円も上げたのは百円だ、どの商売でも、百円も上げたものは百円だ、こういう觀念がかなり強くなつてきたやうであります。その点では、やはり時代の趨勢でいろいろ考えなければならぬ問題だと思ひます。が、事業所得につきまして必要経費の見方は、私は税制の問題でなしに、税の施行の問題として考えるべきじやないか。所得の種類による部分につきま

しては、補充的に地方税の事業税で見ても、低額の方には税率を少くする、こういう考えで今はいつておるのであります。いろいろ批判はありまじやうが、まあそれでやむを得ないのじやないか。あるいはもつと税率を下げたらどうかという議論も、私はあると思ひます。そうしてまた事業のうちでも、とうふ屋さんとお百姓さんを区別するのはどうだという議論も出てくると思ひますが、私は、今の直接の必要経費の問題は、十分考えなければいけないと思ひます。しかし所得の種類によつて損税の問題は、今のところは直ちに結論を出しにくい問題だと思ひます。

○春日委員 問題の核心はこういうところにあるのです。零細業者の所得は、形式的には事業所得ではあるけれども、実質的にはこれは勤労所得である。全部勤労所得であるとは断じがたいし、そう言い切つてしまふものではない、せいぜい勤労の対価といふわけではありませうが、勤労の対価は給与所得になりまじやうけれども、勤労の成果としてその所得が発生して、それをことごとく事業所得として扱われておるところに問題点があるのです。それはすなわち国税として所得税がかけられ、その所得税に對し、まじは、地方税が賦課される、こういう立場でこの問題を取り扱わなければならぬと思ひます。一方勤労所得には勤労控除がありまして、現実には勤労所得であるところのこの零細事業所得に對しては、勤労控除が見られていない。そういう分に対しては事業税がかけられてくるから、現実の勤労所得者に對しては事業税がかかるという問題は、救済をしてやらなければ苦惱ではないか、こういうところにわれわれの理論の根拠があるのです。ですから、その点について一つ大臣の御見解をお伺ひしたい。たとえばとうふ屋さんだつて八百屋さんだつて、まあ極端なことを言えば大工や左官、そういうような人々の所得は勤労による所得なんです。勤労による所得、これが勤労の対価である場合は給与所得になるが、事業の形式を持つておるものだから事業所得になつて、給与所得に事業税がかかるからして、零細業者のこの勤労の成果に對しては事業税がダブつてかかつてくる。こういう意味で、ただ国税の面からだけでは一応の均衡ははかられておるかもしれないけれども、この事業税がこれに賦課されてくるという点において、その非常なアンバランスを生じ、そういうこの人々に對して二重課税、あるいはその税が多過ぎる、こういう苦惱が発生しておるわけでございます。従いまして、私もさういふ立場に立つて、今までは本委員会ではしばしば論じて参りました。その結果今大臣が御答弁のように、そういう実情はよくわかるので、従いまして、これは税法上の問題としてではなく、やはり徴税行政上の問題としての取扱いというところで、これは暫定的でありますかどうか、これは大工、トビ、左官という人々々々に対する事業所得のうちで、金額を区分いたしまして、年所得三十万以下の人の所得について、その中の何十%が勤労所得であるから、そういうものを区分して申告し、そして勤労所得とみなされたもの

については事業税をかけない、こういう取扱いの通達が出てはおりますが、これはいふならば、租税法定主義の原則にも反しまじやうし、なお通達はことごとく明確を欠いております。そしてこれは法事でありませうので、国民がこれを知つておりません。従つて納税する場合において、ある者はこの通達に基づいた取扱いを受け、しからざる者はこの恩恵を受けていないといふ、いふならばめちやめちやになつておるわけなんです。私は、この国税庁長官の通達というものの精神をやはり法律によつて明確にその基準を定めて、明らかにこの精神は法定されてしかるべきである、こういう工合に考えておるのでございますが、御見解はいかがでございますか。

○池田田務大臣 まだその通達を私は存じませう。百般の事態を法律で定めたいといふことは、私も春日さんと同じでございますが、実際問題を一つ法律に寄つてはなかなかむずかしいものではないかと思ひます。同じ大工さんでも、請負契約による場合と、雇われ大工さんで大工をやる場合と、いろいろ違いがございますが、いずれにいたしましても、事業主としてやる場合に、勤労の持つ部分の非常に多いのと少いのとがあるものであります。そういう点をどういふやうに区別するかというところは、昔から非常にやつかいな問題でございます。私は、やはり必要経費の見方について考慮し、そしてまた地方税の方の、小さい方々につきましては基礎控除の点を考え、税率の点を考えていくよりはかに、万般の事態のときにはなかなかやつかいな問題だと思ひます。通達その他について

○池田田務大臣 問題の核心はこういうところにあるのです。零細業者の所得は、形式的には事業所得ではあるけれども、実質的にはこれは勤労所得である。全部勤労所得であるとは断じがたいし、そう言い切つてしまふものではない、せいぜい勤労の対価といふわけではありませうが、勤労の対価は給与所得になりまじやうけれども、勤労の成果としてその所得が発生して、それをことごとく事業所得として扱われておるところに問題点があるのです。それはすなわち国税として所得税がかけられ、その所得税に對し、まじは、地方税が賦課される、こういう立場でこの問題を取り扱わなければならぬと思ひます。一方勤労所得には勤労控除がありまして、現実には勤労所得であるところのこの零細事業所得に對しては、勤労控除が見られていない。そういう分に対しては事業税がかけられてくるから、現実の勤労所得者に對しては事業税がかかるという問題は、救済をしてやらなければ苦惱ではないか、こういうところにわれわれの理論の根拠があるのです。ですから、その点について一つ大臣の御見解をお伺ひしたい。たとえばとうふ屋さんだつて八百屋さんだつて、まあ極端なことを言えば大工や左官、そういうような人々の所得は勤労による所得なんです。勤労による所得、これが勤労の対価である場合は給与所得になるが、事業の形式を持つておるものだから事業所得になつて、給与所得に事業税がかかるからして、零細業者のこの勤労の成果に對しては事業税がダブつてかかつてくる。こういう意味で、ただ国税の面からだけでは一応の均衡ははかられておるかもしれないけれども、この事業税がこれに賦課されてくるという点において、その非常なアンバランスを生じ、そういうこの人々に對して二重課税、あるいはその税が多過ぎる、こういう苦惱が発生しておるわけでございます。従いまして、私もさういふ立場に立つて、今までは本委員会ではしばしば論じて参りました。その結果今大臣が御答弁のように、そういう実情はよくわかるので、従いまして、これは税法上の問題としてではなく、やはり徴税行政上の問題としての取扱いというところで、これは暫定的でありますかどうか、これは大工、トビ、左官という人々々々に対する事業所得のうちで、金額を区分いたしまして、年所得三十万以下の人の所得について、その中の何十%が勤労所得であるから、そういうものを区分して申告し、そして勤労所得とみなされたもの

については事業税をかけない、こういう取扱いの通達が出てはおりますが、これはいふならば、租税法定主義の原則にも反しまじやうし、なお通達はことごとく明確を欠いております。そしてこれは法事でありませうので、国民がこれを知つておりません。従つて納税する場合において、ある者はこの通達に基づいた取扱いを受け、しからざる者はこの恩恵を受けていないといふ、いふならばめちやめちやになつておるわけなんです。私は、この国税庁長官の通達というものの精神をやはり法律によつて明確にその基準を定めて、明らかにこの精神は法定されてしかるべきである、こういう工合に考えておるのでございますが、御見解はいかがでございますか。

○池田田務大臣 まだその通達を私は存じませう。百般の事態を法律で定めたいといふことは、私も春日さんと同じでございますが、実際問題を一つ法律に寄つてはなかなかむずかしいものではないかと思ひます。同じ大工さんでも、請負契約による場合と、雇われ大工さんで大工をやる場合と、いろいろ違いがございますが、いずれにいたしましても、事業主としてやる場合に、勤労の持つ部分の非常に多いのと少いのとがあるものであります。そういう点をどういふやうに区別するかというところは、昔から非常にやつかいな問題でございます。私は、やはり必要経費の見方について考慮し、そしてまた地方税の方の、小さい方々につきましては基礎控除の点を考え、税率の点を考えていくよりはかに、万般の事態のときにはなかなかやつかいな問題だと思ひます。通達その他について

保証協会に出資しよう、こういうこと
で保証協会と金融機関、それから金融
機関とそれから保証を受けて金を借り
る人々との間のつながりというものが
実質的にできて参る、精神的にも、また
保証協会の機動力を高める点において
も、これは非常に有効な措置であると思
います、オリンピックだとか、い
ろいろなものがずっと政令によって寄
付金や損金に算入の制度があるわけで
ありますから、私はこのような、保証
協会というような団体に対しての出捐
金が損金に算入されるというようなこ
とは、私は本日すでにおそきに失する
のではないかとすら考えるものであり
ます。今日中小企業者が金融難に困つ
ておるし、金融の前途も必ずしも明る
くはない、政府もこれを認めて十億円出
資しておるのではありませんか、この際
金融機関が保証協会に出捐する場合、
その出捐金を損金として算入することが
できるという、こういう制度をこの
際お打ち立てに相なるの意思はないか
どうか、そういうことをやってもいい
たいと思うのであります。このため一
つ踏み切つていただけませんか、御見
解をお伺いいたします。

○池田田務大臣 保証協会が数年前か
らできまして、私もかなり関心を持つ
て、そうして今回十億円の財政投融資を
やることを決意いたしましたのでござい
ます。今この問題につきまして、金利を
どうするかという問題がございする
が、そういう問題以外に、あなたが
おっしゃるように、普通銀行が保証協
会とタイアップしてもっと力を入れ
て、そうして金融を受ける人たちのこ
とを考えたらいではないか、まことに
こもつともな御意見と思います。こ

の普通銀行の信用保証協会に出します
出資を損金に見るということは、今
ちょっとお触れになりましたオリン
ピックに出すとか、これは出しっぱな
しでございするが、これはあとあと
戻るべき筋合いのものでございする。
なくなつたものじゃないのでござい
すから、これを損金にするということ
に今すぐ結論を出しますよりも、私
はもっとつながりを強くして拡大して
いく、こういう方向で一つ考えていき
たいと思います。

○春日委員 これは消費されるもので
はありませんか、従いまして、後日
これが解散されるという場合に、その
財産の帰属というものをいろいろ考
えられたこともあろうと思いますが、こ
れは、そういう腹さえきまれば、こま
かい措置というものは合理的にどうい
う工合にでも規定されると思ひます。
総財産がもとのところへ帰属してい
く、そうしてそのとき収入になって、
これがそのときの課税の対象になつて
いくということ、私は不合理な面
は、その執行の面において別にどうに
でも補充措置が講ぜられると考へるわ
けであります。全国の中小企業者たち
も、とにかくこの保証協会の基金をふ
やせと言つておるが、いずれも地方公
共団体は財産乏しくして、なかなか保証
協会の基金の増額措置はできません。
従ひまして、やはり国家においてそう
いふような非常にデリケートで、しか
も効果の上の方策を講ずることによつ
て、容易にその中小企業者の要望にこ
たえ得るのであります。これは、今銀
行の経理状態も必ずしも悪くありませ
んし、さらにかれこれ七、八カ年間に
わたりますこの信用保証協会の制度

によつて銀行が上げております利益
というものは膨大なものです。それは
貸し倒れが一つもないということ、貸
し倒れがあれば、全部この保証協会が
代位弁済をしておるといふこういう立
場において、この際の還元給付という
わけではありませんが、そういう立場
において、この保証協会に対してある
程度の出捐がなし得るようになり、しか
もそれがこの税法上の一措置によつて大
きな効果があるというならば、これは
この際一つ大胆に踏み切つてみるとき
ではないか、こういうふうにか考へるの
であります、大臣、一つそういう方
向へ向つて努力をしていただく御意思
がございせんか、あらためてお伺い
いたします。

○池田田務大臣 損金に認めるかどう
かという税法上の問題よりも、もっと
広い目でいろいろ考へてみたいと思ひ
ます。こういう問題は、ここで大蔵大
臣としてばつと答えまして、それがう
まいかない場合もありますし、また
かえつて限定せられて全体の問題が解
決しない場合もありますので、そうい
うお考えの点は頭に入れます、少く
とも私が今回十億円出す気持も、信用
保証協会を拡大強化しようという趣旨
から出ておるのでございしますから、今
後検討してみたいと思ひます。

にある金融機関がこれを冷たくひやや
かにながめておるといふ現在の態勢と
いうものは、よろしくない。私はこの
組織論の上から考へましても、これは
適切な資金構成ではないと考へるので
す。これは、当然地方公共団体が出捐
すると同時に、むろん協会も出捐をす
る、同時に金融機関もこれに出捐し
て、三位一体の形で資金構成がなさる
べきである。そして、その資金という
ものがさらに増大を必要としているとき
に、その増大の方策いかんということ
になれば、私が申し上げたように、当
然彼らが自分の白紙の金をもつて出捐
するに越したことはないけれども、現
実はなかなかそういうことが期待で
きない、なし得ない状態にある。なし
得る状態に誘ひの水をかけるために
は、そういうような損金に算入できる
というような方策を講ずる——私は自
説に固執するわけではないけれども、
そういうことは、最もその誘ひの水と
して効果あるの措置と考へるのであり
ますが、しかし大臣には、ほかに案も
あるようであります。だとするならば、
この際大臣がこういう公けの席で
言明されることは、責任は重大なん
です、影響することはいろいろありま
しょうけれども、これはあなたもた
らめなことを言われるわけではなく、
やはり相当の抱負を持つておっしゃる
ことでありましようから、どのように
影響したつてかわからないやありませ
んか。一つこの際あなたのアイデア
を、アウト・ラインだけでもけっこう
でありますから、大臣の構想の方向だ
けをお示し願ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 この出資その他を免
税という甘いと申しますか、一つの方
法で誘うということも考へ得るのであ
りますが、これは強制するわけにはい
きませんので、いずれ普通銀行の方の
意向等も聞きまして、また先ほど触れ
ましたように、十億円出資に対しまし
て、政府の金利その他もきまつており
ません。いろいろの点がございするの
で、総合的に検討していきたいと思ひ
ます。ただお話ししたいのは、今
回十億円を出すことにいたしましたの
も、やはり保証協会を拡大強化して、
中小企業の方々が金を借りやすくす
る一つの方法としてやつたのでござい
ますから、趣旨としては、春日さんの
おっしゃる気持は私は十分わかる。今
免税にしてこれをやるのだというよう
なことは、全体の問題を調べてから結
論を出したいと思ひます。

○春日委員 それではこの問題は、私
がただ思ひつきで申し上げておるわけ
じゃなくて、こういうような方向をと
るにあらざれば金融機関の資金は導入
いたしがたい、こういう全国の保証協
会が——これは三、四年前でありまし
たが、当委員会に陳情を寄せて参りま
した。けれども、そういうような事情
は当時もいかにござりましたか、いろ
いろな事情で実現を見るに至りませ
んでした。そこで私は、今金融機関の経
理内容もだいぶ好転しておりますし、
また中小企業金融というものも政策的
に高く評価されておるのときに、税
法の操作によつてそういう効果をおさ
め得るときである、可能性もある
し、またそうしなければならぬ必然
性というものも非常に高められてお
るときだから、こういうことを繰り返
して申し上げておるわけでありませ
ん。従ひまして、大臣がさらに検討してとい

法で誘うということも考へ得るのであ
りますが、これは強制するわけにはい
きませんので、いずれ普通銀行の方の
意向等も聞きまして、また先ほど触れ
ましたように、十億円出資に対しまし
て、政府の金利その他もきまつており
ません。いろいろの点がございするの
で、総合的に検討していきたいと思ひ
ます。ただお話ししたいのは、今
回十億円を出すことにいたしましたの
も、やはり保証協会を拡大強化して、
中小企業の方々が金を借りやすくす
る一つの方法としてやつたのでござい
ますから、趣旨としては、春日さんの
おっしゃる気持は私は十分わかる。今
免税にしてこれをやるのだというよう
なことは、全体の問題を調べてから結
論を出したいと思ひます。

うことでありますから、税法が審議されておりますこの段階において、できることならば、一つこの際英断を持ってこれを実現していただきたいと考えます。伺いますに、火曜日になりますと、この税関係法案が上るようでありますから、相願わくば、それと相前後いたしまして、これに対する大臣の最終的な方針が本委員会において明らかにされますことを強く要望いたします、私の質問を終わります。

○山本委員長 石野久男君。発言の前にお願いたしますが、大臣との約束の時間をはるかに過ぎておりますから、なるべく簡単にお願いいたします。

○石野委員 委員長からの御注意もございまして、きわめて簡単に税制改革の問題についての概括的な質問だけさせていたがたいと思います。

今後の税制改革は、前から盛んに政府では、税制の根本的改革ということと主張しておられたので、今回の改革は、その根本的改革の趣旨に沿うものであるかどうかということ、まず大蔵大臣からお聞きしておきたい。

○池田田務大臣 根本的改革と申しますと、直接税、間接税各般にわたって、スケールの問題もございまして、それから所得税等におきます非常な税率の変更等も、所得税自体といたしますと、根本的改革とも言えると思ひます。しかし金額その他におきまして、所得税あるいは租税措置法につきましては、まだかつてない改正を加えておりますので、直接税の方面につきましては、私は相当の改正だと考えております。

○石野委員 今度の改革、特に所得税関係については、大休先ほど来同僚議員から言われておるように、昭和十五年というものをめどに置いての改正が行われておるようです。しかし昭和十五年というのは、御承知のように当時の国内事情から言ひまして、戦費調達のための税制改革が行われたというふうに見られると思ひます。あのとき以来、非常に大衆課税が積極的に行われてきておるのだとわれわれは見ておるわけですが、従つて、われわれの考え方からすれば、むしろやはり改革の基準というものは、シャープ勧告などでもありますように、昭和九年から十一年というふうなものを中心とする、そこへ改正の主目標を置いていかなければいけないのではないかと、こういうふうにはわれわれは考えるけれども、政府としては、その点についてはどういふふうに考えておりますか。

○池田田務大臣 私は、これは見方の問題だと思ひます。実を申しますと、税制改正案が審議せられる途中におきまして、私は大蔵省出身のこと、主税局育ちの者として相談を受けました。三十分ないし一時間ばかり開いたのでございしますが、どこに主眼を置くかということにつきましては、主税局長の原君の説明を聞いたので、私は必ずしもそれがどうこうという問題ではないと思ひます。先ほど来、いろいろの質問に対して私が答えしたのも、いつの年度を基準にしてこれと比較するかという問題につきましては、私は各人各様の見方があると思ひます。そうしてシャープ勧告が昭和十年を基準にしておりましたか、(石野委員「九年から十一年」と呼ぶ)九一十一年を基準にしておりますか、私はそうは受け取っておりませんが、昭和九年

ないし十一年というのは、よく戦前の経済力の基本をいってありますが、昭和九年に改正いたしました臨時利得税法、これは九年の暮れにやつて十年から施行いたしました。臨時利得税法も、それならば満州事変以後の臨戦態勢といわれないか。昭和十一年の広田内閣の馬場財政のときには、これは準戦時態勢といふことが、明らかにしておつたのであります。従ひまして、私はどこを基準にして今の税法を論ずるかということにつきましては、事務当局はだいたい言つたかもしれませんが、また私もそれに反対したわけではありませんが、しかし考え方としては、現在の負担と将来どうなるかという問題を主にして議論すべきだと思ひます。ことに貨幣価値の異同をそれに盛り込んで、しかも所得の階級層を、あまり実際の階級層を入れずに比較をするということ、私は一がいに悪いとは思ひませんが、それが金科玉条のものと考えてるべきではないと思ひます。

○石野委員 これはいろいろの見方の相違もあると思ひますから、そういう観点の相違についてはとく申しませんが、たとえば昭和十一年が準戦時態勢の時期であるという時期における税法上の、たとえば所得税などを見ますと、税の中で所得税が占めておる率といふのは、大体一・一％か二％だつたと思ひます。昭和三十一年度におけるところのそれが二七・三％になつてゐるわけですが、所得税それ自体を見ましても、当時から見ると、非常に税制上に占める率が過重になつてゐるというふうにはわれわれは見えております。しかもその内容が先ほど来言つておりま

するようには、昭和十五年という特に戦時態勢に入つてきて、戦費調達をきわめて必要としておる時期におけるそれを大休基準にした姿が出てきておると思ひます。その後昭和二十五年にいわゆるシャープ税制といふものが出て参りましたから、あなたのいわゆる税制の、その後における何回かの改正を通じて持たれた税制の改正といふものは、ほとんど資本蓄積という形にその重点が置かれてきていると思ひます。そういう形の中から、その資本蓄積というものが、非常に高所得者だとか富裕者だとかいふ者に対して優遇策をとつてきた、それは今日の税法上のいろいろな面を見てよくわかると思ひます。ところが昭和十五年当時の大衆課税の性格といふものを、それじゃ昭和二十五年以降におけるところの税制改正の中

で何らか手を加えて、それを減退させるようにしてやつたかどうかというところ、そういうことはしてない。ところが一方においては、とにかく資本蓄積のために高所得者だとか富裕者だとかを非常に優遇してきておる状態が出てきておるし、一方においては、大衆課税の性格をそのまま残してきておるというものが、今の税制のいわゆる特筆的なものだらう、こういうふうな思ふのです。従つて、私はこの際今日の税制の基本的な核をなす資本蓄積のためのいろいろな考え方というものを、もう少し別な角度から考えなければならぬのじゃないかというふうな考えを、特に御武景氣だとかなんとかいわれている時期においては、資本蓄積のために行われる施策を、もっと日本の資本家の自主的な立場からする自分の資本への構成をはつきりさせるといふ

立場に置きかえていく、そういうふうな税制の立て方をしなければいけないんじゃないかというふうには私は考えるわけですが、そういう立場から、特に昭和十五年とか十年という時期をきわめて大事に考えるわけでは、そういう意味からもう一べん所見を承わりたい。

○池田田務大臣 私は先ほど申し上げたので尽きと思ひますが、この税制改正につきましては、やはりいろいろの原則、いろいろな考え方があると思ひます。われわれはあくまで負担の公平を考えながら、そのときどきによつて必要な施策を加味していきたい、こういうのでいつておるのであります。

資本蓄積に重点を置いたのではないかと、こういうお話でございしますが、われわれは、日本経済再建のためにやはり資本の蓄積が非常に必要であるといふことを感じてやつたのでございします。わが国の戦後の経済が今日まで急速に伸びたということも、国民各位の御努力によることとはいひますが、財政経済政策としては、まあ大休無難にいったのではないかと、私は言ひ得ると思ふのであります。しこうして今後の税制の問題についてはどうするかということになりますと、ここまで参りますと、ある程度経済政策を加味しておつたものを、徐々に負担の公平の方に重きを置いていくようにすべきではないかというものが、今度とられた税制改正の措置であると思ひます。

○石野委員 そこで、今まで資本蓄積のために非常に重点を置いてきたという問題を、負担公平、税の公平化という立場から改正を行われた、しかしそれにもかかわらず、なおまだやはり大

衆の負担は非常に大きいと思うので
す。ことに最近では、所得の格差とい
うものは大衆の中で非常に強く出てお
ると思います。大企業と中小企業との
間の格差、あるいはまた就業している
者と就業していない者との差、こう
いったものの差を今正していこうと
いうについては、どうしてもこれは租
税政策上の立場からしなければ、今の
ところはとてもできないのではない
か、こういうふうを考えるけれども、
その点についてはどういうふうにお考
えになりますか。

○池田国務大臣 資本の再分配、所得
の再分配等につきましては、これはお
話しの通りに、税制が相当の役割を勤
めることは昔からいわれておるところ
でございます。

○石野委員 もう一つお伺いします。
そういうような立場から、今のところ
資本蓄積のための非常に重点を置いた
施策をやはり改めるのには、どうして
も累進制度というものをもう少し重要
視しなければいけない、少くとも米英
並みに七、八〇%程度までは累進率を
持つていくということを考える、ある
いは課税の程度を通減させるために、
四十万円くらいまでは非課税にするこ
うな考え方をしていかなければ、とて
もそういう方策は出てこないというよ
うに考えるのですけれども、その点に
ついての政府の考え方はどういふもの
ですか。

○池田国務大臣 まだ日本の経済とい
たしましては、イギリスあるいはアメ
リカのような低率にはなかないかな
いと思います。そしてまた理想とい
しましては、四十万円程度までは所得
税をかからないようにすることも理想

でございますが、現実の問題とい
たしましては、なかなか一足飛びにそ
こまではいかないのではないかと思
います。歩んできた昔をお考えいただ
ければ、われわれは先ほど申し上げま
したように、日本の経済力の上昇に伴
いまして、やはり相当の低額所得者に対
する負担の軽減をはかってきておると
言い得ると思います。

○石野委員 時間が非常にないよう
でございますから、私はこれだけで、こ
まかい点はもう省きます。

○山本委員長 本日はこの程度でとど
めます。なお次会は公報をもって御通
知申し上げます。

これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会